

1. 本「公営企業債券発行概要書 発行者情報 平成 14 年度決算」(以下「本発行者情報概要書」といいます。)は、公営企業金融公庫法(昭和 32 年 4 月 27 日法律第 83 号。以下「公営公庫法」といいます。)第 23 条第 1 項に基づき、総務大臣及び財務大臣の認可を受けて発行する債券(以下「公営企業債券」といいます。)の発行者である公営企業金融公庫(以下「公庫」といいます。)の経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項及びその他の事項を平成 15 年 7 月 31 日時点以前の情報に基づき記載しています。
2. 公庫は、公営企業債券のうち政府保証の付されていない公募債券(以下「財投機関債」といいます。)を発行の都度、当該財投機関債ごとに「公営企業債券発行概要書 証券情報」(以下「各証券情報概要書」といいます。)を作成する予定です。各証券情報概要書には、該当する財投機関債に関する詳細が記載されます。各財投機関債への投資判断にあたっては、当該各証券情報概要書も併せてご覧ください。また、本発行者情報概要書作成以後に公表すべき重要な事項が発生した場合、各証券情報概要書に追完情報として記載することとします。
3. 公営企業債券については、証券取引法(昭和 23 年 4 月 13 日法律第 25 号。以下「証券取引法」といいます。)第 3 条により同法第 2 章の規定が適用されず、したがって、その募集について同法第 4 条第 1 項の規定による届出は行われていません。本発行者情報概要書は公営公庫法及び公庫の予算及び決算に関する法律(昭和 26 年 3 月 31 日法律第 99 号。以下「公庫の予算及び決算に関する法律」といいます。)に定める財務諸表、附属明細書、事業報告書等の既存の資料を抜粋又は要約の上、公庫が任意に作成したものであり、証券取引法に基づく法定開示書類ではありません。
4. 本発行者情報概要書には公庫の財務諸表を記載していますが、これは公営公庫法、公庫の予算及び決算に関する法律、関連政省令、並びに特殊法人等会計処理基準(昭和 62 年 10 月 2 日財政制度審議会公企業会計小委員会報告。以下「特殊法人等会計処理基準」といいます。)に依拠して作成したものです。なお、公庫の予算及び決算に関する法律ではいわゆる中間決算制度が採用されていないため、公庫では中間財務諸表を作成していません。
また、本発行者情報概要書には、上記財務諸表に加え、行政コスト計算財務書類を参考情報として記載しています。行政コスト計算財務書類に含まれる民間企業仮定貸借対照表及び民間企業仮定損益計算書等の財務諸表は、特殊法人等に係る行政コスト計算書作成指針(平成 13 年 6 月 19 日財政制度等審議会財政制度分科会法制・公企業会計部会公企業会計小委員会報告)に従い、民間企業の財務報告において拠るべき基準とされている企業会計原則に準拠した会計処理に則って作成したものです。
上記の財務諸表は、いずれも証券取引法第 193 条の 2 に規定される監査証明は受けていません。

本発行概要書に関する連絡場所

東京都千代田区紀尾井町 4 番 1 号

電話番号 東京 03 - 5210 - 5917

公営企業金融公庫 経理部 資金課

目 次

第1	発行者の概況	2
	1. 主要な経営指標等の推移	2
	2. 沿革	3
	3. 事業の内容	3
	4. 関連会社の状況	25
	5. 従業員の状況	25
第2	事業の状況	26
	1. 業績等の概要	26
	2. 対処すべき課題	33
	3. 経営上の重要な契約等	36
	4. 研究開発活動	36
第3	設備の状況	37
	1. 設備投資等の概要	37
	2. 主要な設備の状況	37
	3. 設備の新設、除却等の計画	37
第4	発行者の状況	38
	1. 資本金の推移	38
	2. 役員の状況	39
第5	経理の状況	40
	1. 財務諸表	40
	2. 行政コスト計算財務書類	67
第6	発行者の参考情報	92

第 1 発行者の概況

1. 主要な経営指標等の推移

(単位：百万円)

	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度
利益総額 a	1,024,831	1,001,429	974,918	950,528	946,134
引当金繰入前費用 b	881,826	842,885	779,108	702,326	634,567
収支差 a - b	143,006	158,544	195,809	248,202	311,567
利差補てん引当金繰入額 (注 1)	-	-	-	45,281	65,787
債券借換損失引当金繰入額 (注 2)	143,006	158,544	195,809	202,921	245,780
当期利益金 (注 3)	0	0	0	0	0
総資産額	23,048,193	24,066,235	24,969,939	25,726,100	25,938,777
貸付金残高	21,418,759	22,534,228	23,377,079	24,047,148	24,524,082
債券発行残高	20,839,815	21,673,103	22,362,802	22,875,916	22,805,942
公営企業健全化基金	794,366	820,745	843,152	847,528	855,838
資本金	16,600	16,600	16,600	16,600	16,600

(注 1)平成 13 年度以降、利子を軽減された資金の貸付により生じる損失に充てるため、公営公庫法施行令第 15 条の 2 第 1 項の規定に基づき、利差補てん引当金として公営企業金融公庫法施行規則(平成 13 年総務省・財務省令第 5 号。以下「公営公庫法施行規則」という。)第 2 条及び附則第 2 条で定めるところにより算定した額を積み立てています。なお、利差補てん引当金につきましては、本発行者情報概要書 6 ページ及び 9 ページをご参照下さい。

(注 2)発行済みの公営企業債券の借換えにより生じる損失に備えるため、公営公庫法施行令第 16 条第 1 項の規定に基づき、債券借換損失引当金として当該年度末貸付残高の 80 / 1000 の範囲内で積み立てています。なお、債券借換損失引当金につきましては、本発行者情報概要書 34 ページ以降をご参照下さい。

(注 3) 利益総額と引当金繰入前費用の収支差については、法令に基づいてこの利差補てん引当金(平成 13 年度以降)及び債券借換損失引当金として積み立てているため、当期利益金は生じておりません。

(注 4)四捨五入により計が一致しないことがあります。

2. 沿革

昭和 32 年度	公営公庫法に基づき公営企業金融公庫設立(昭和 32 年 6 月 1 日)
昭和 35 年度	農林漁業金融公庫から受託貸付を開始
昭和 41 年度	特別利率貸付制度を創設
昭和 42 年度	国庫補給金の受入れ開始
昭和 45 年度	公営競技納付金制度を創設、公営企業健全化基金を設置
昭和 47 年度	地方道路公社と土地開発公社への貸付開始
昭和 53 年度	一般会計の臨時三事業(地方道、河川等、高等学校整備)を貸付対象に追加
昭和 58 年度	外貨による公営企業債券の発行開始
平成元年度	債券借換損失引当金制度を創設
平成 2 年度	臨時特別利率制度を創設
平成 10 年度	「特殊法人の整理合理化について」(平成 9 年 9 月 24 日閣議決定)に基づき、非常勤理事(1 名)を追加、公営企業金融公庫運営協議会を設置、国庫補給金の段階的廃止への対応(3 年間で廃止)
平成 13 年度	国庫補給金を廃止 利差補てん引当金制度を創設 固定金利方式と利率見直し方式の選択制の導入 繰上償還に係る補償金制度を創設 財投機関債の発行開始

3. 事業の内容

(1) 公庫の概要

(a) 業務の目的

公営企業の健全な運営に資するため、特に低利、かつ、安定した資金を必要とする地方公共団体の公営企業の地方債につき、当該地方公共団体に対し、その資金を融通し、もって地方公共団体の公営企業を推進し、住民の福祉の増進に寄与すること(公営公庫法第 1 条第 1 項)。

地方道路公社が行う地方的な幹線道路の整備を促進するため、一般の金融機関が行う融資を補完し、長期の資金を必要とする地方道路公社に対して、その資金を融通すること(公営公庫法第 1 条第 2 項)。

土地開発公社による土地の取得を促進するため、一般の金融機関が行う融資を補完し、長期の資金を必要とする土地開発公社に対して、その資金を融通すること(公営公庫法第 1 条第 3 項)。

(b) 資本金の構成及び貸付実績

公営公庫法第5条第1項は、公庫の資本金は24億円とするとしており、さらに、同条第2項は、政府は必要があると認めるときは公庫に追加して出資することができるとしており、かかる追加の出資があった場合には、同条第3項により、公庫はその出資額により資本金を増額するものとされています。

平成15年3月31日現在の公庫の資本金の額は166億円であり、その全額を政府が産業投資特別会計から出資しています。

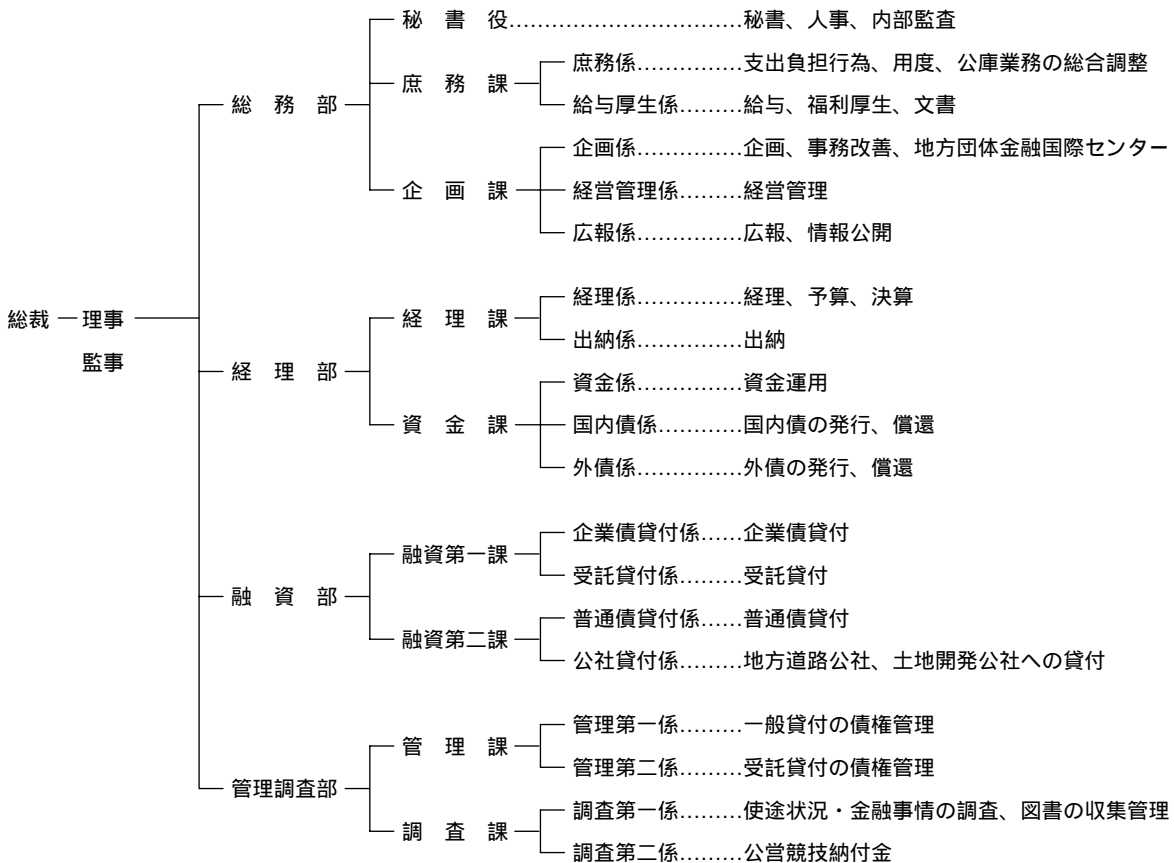
また、平成14年度における公庫の貸付額及び貸付金残高は以下のとおりです。

平成14年度貸付額 1兆7,329億62百万円

平成14年度末貸付金残高 24兆5,240億82百万円

(c) 組織図

(平成15年7月31日現在)



(参考) 役員の職務及び権限(公営公庫法第10条)

総裁は、公庫を代表し、その業務を総理します。

理事は、総裁の定めるところにより、公庫を代表し、総裁を補佐して公庫の業務を掌理し、総裁に事故があるときは、その職務を代理し、総裁が欠員のときはその職務を行います。

監事は、公庫の業務を監査します。

監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、総裁又は主務大臣に意見を提出することができます。

(d) 日本政府の監督等

資本金の出資

前記(イ)(b)記載のとおり、公庫の資本金は、その全額が政府の産業投資特別会計から出資されています。

主務官庁による認可事項等

主務官庁による監督(公営公庫法第 35 条)

公庫は主務大臣である総務大臣及び財務大臣の監督を受けます。

主務官庁による検査等(公営公庫法第 37 条)

主務大臣は、公営公庫法を施行するため必要があると認めるときは、公庫に対して報告をさせ、又は公庫に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査することができることとされています。

役員任命と解任(公営公庫法第 11 条、第 36 条)

公庫の総裁及び監事は主務大臣が任命し、理事は主務大臣の認可を受けて、総裁が任命します。また、主務大臣は、公庫の役員が公営公庫法第 13 条の欠格条項に該当するに至った場合は、これを解任しなければならないとともに、一定の事由がある場合は解任することができます。

業務方法書の認可(公営公庫法第 20 条)

公庫は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けます。

事業計画、資金計画の認可(公営公庫法第 22 条)

公庫は、四半期ごとに事業計画及び資金計画を作成し、主務大臣の認可を受けます。また、これを変更しようとする場合も同様です。

債券発行の認可(公営公庫法第 23 条第 1 項)

公庫は、主務大臣の認可を受けて公営企業債券を発行します。

利率の承認(公営企業金融公庫業務方法書第 4 条第 1 項第 6 号)

公庫は、貸付のための資金の調達に要する経費その他の事由を勘案し、主務大臣の承認を受けて貸付利率を定めています。

予算制度(公営公庫法第 28 条、公庫の予算及び決算に関する法律第 3 条、第 4 条、第 7 条、第 8 条)

公庫は、毎事業年度、その予算を作成し、主務大臣を経由して財務大臣へ提出することとなっており、財務大臣はこれを検討して必要な調整を行い、閣議の決定を経ることとなっています。

閣議の決定があった後、国の予算とともに国会へ提出され、国会の議決を得た後、主務大臣を経由して公庫に通知されることとなっています。

国庫補給金

公庫の基準利率は、資金調達コストに見合った水準で決定されていますが、貸付対象事業のうち、住民生活に特に密着した事業等については、基準利率よりも低い特別利率が適用されており、これまで特別利率と基準利率との利差を補てんするための財源は、公営企業健全化基金の運用益等に加え国庫補給金により賄われてきました。

このうち、国庫補給金については、公庫の経営状況等にかんがみ、昭和62年度予算から順次縮減され、「特殊法人等の整理合理化について」(平成9年9月24日閣議決定)において「国庫からの補給金は、3年間で段階的に廃止する」とされたことを受け、平成12年度予算を最後に廃止されています。

なお、国庫補給金の廃止後も公庫としては、経営の健全性に配慮しつつ、引き続き低利貸付を実施していくこととしており、そのために必要な自己財源を将来にわたり確保し、財務の健全性を担保するため、これまでの公営企業健全化基金の活用に加え、平成13年度からは、利差補てん引当金制度を採用し

ました。利差補てん引当金制度とは、特別利率貸付により将来発生する損失の見込額を「基準利率 - 特別利率」(ただし、公営企業健全化基金で補てんする部分を控除する。)に基づき算出し、その所要額につき引き当てることとし、毎年度、前年度以前の貸付残高に係る当該年度の利差補てん引当金所要額を取り崩す制度です。なお、特別利率(臨時特別利率を含む。)につきましては、本発行者情報概要書9ページをご参照下さい。

会計検査院の検査

公庫に対しては会計検査院法第20条、第22条第1項第5号及び第30条の2に基づいて会計の検査を目的とした会計検査院による検査が行われています。検査は毎月行われる書面検査と毎年1回実地検査があり、検査結果は毎年1回会計検査院から内閣経由で国会に提出されます。また議院等から国会法の規定により会計検査及びその報告の要請があった場合、当該要請にかかる事項につき会計検査院による検査が行われます。当該検査の観点は以下のとおりです。

- ・ 決算が予算執行の状況を正確に表示しているか。(正確性)
- ・ 会計処理が予算や法令などに従って適正に処理されているか。(合規性)
- ・ 事務・事業が経済的、効率的に実施されているか。(経済性、効率性)
- ・ 事業が所期の目的を達成しているか、また効果をあげているか。(有効性)

(参考)

政策金融機関等の財務の健全性及び透明性を確保する観点から、「政策金融機関等への金融庁検査の導入について」(平成 13 年 12 月 25 日閣議口頭了解)において、政策金融機関(公庫含む 9 機関)及び郵政公社にリスク管理の分野について金融庁検査を導入することとされ、これを受けて、政策金融機関に対する検査の権限の委任のための関係法律の整備に関する法律が平成 14 年 5 月 31 日に公布され、平成 15 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、今後公庫はリスク管理の分野に関する金融庁長官による検査を受けることとなります。(公営公庫法第 37 条の 2)

(D) 公庫の業務内容

(a) 業務の内容

公庫は、公営公庫法第 19 条、同法附則第 9 項及び第 10 項により、以下の業務を行います。

地方債の資金の貸付又は証券発行の方法による地方債の応募、公営企業に係る一時借入金の資金の貸付、並びにこれらの業務に附帯する業務。

地方道路公社が行う地方的な幹線道路の建設に要する資金の貸付及びこれに附帯する業務。

土地開発公社が行う公営企業に相当する事業で政令で定めるものに要する資金の貸付及びこれに附帯する業務。

農林漁業金融公庫からの委託による、地方公共団体の行う造林及び牧野の改良、造成又は復旧に必要な資金の貸付に係る業務。

なお、平成 14 年度長期貸付(本発行者情報概要書 8 ページの「(参考)貸付の種類」をご参照ください。)実績の割合についてみると、 に係る貸付は 1 兆 7,174 億円(97.5%)です。

前記 に記載される地方債とは、地方財政法の規定により総務大臣又は都道府県知事の許可(平成 18 年度から地方債許可制度が廃止され、原則として地方債協議制度に移行する予定です。)を得た公営企業及び臨時三事業に係る地方債で、政府資金による引受が行われないものをいいます。

また、公営企業とは、地方公共団体が行う事業のうち、主としてその経費を当該事業の経営に伴う収入を

もって充てるもので政令で定めるものをいい、臨時三事業とは、臨時地方道整備事業、臨時河川等整備事業及び臨時高等学校整備事業の総称です。臨時三事業については、公営公庫法附則第 10 項をご参照ください。

この結果、公庫の貸付対象として定められている事業の範囲は、次の表のとおりです。

公庫の貸付対象事業

	事業名
1	水道事業
2	工業用水道事業
3	交通事業
4	電気事業
5	ガス事業
6	港湾整備事業(埋立事業並びに荷役機械、上屋、倉庫、貯木場及び船舶の離着岸を補助するための船舶を使用させる事業に限る。)
7	病院事業
8	介護サービス事業
9	市場事業
10	と畜場事業
11	観光施設事業
12	有料道路事業
13	駐車場事業
14	地域開発のためにする土地の造成事業のうち、臨海工業用地その他の臨海部における土地の造成事業、内陸工業用地、流通業務団地、事務所、店舗等の用に供する一団の土地及び住宅用地(これらと関連を有する施設の用地を含む。)の造成事業その他土地区画整理事業として行われる宅地造成事業
15	公共下水道事業及び流域下水道事業
16	市街地再開発事業
17	公営住宅事業
18	産業廃棄物処理事業
19	臨時地方道整備事業
20	臨時河川等整備事業
21	臨時高等学校整備事業

なお、公庫は、法令上、対象二公社を除き、住宅供給公社や、地方公共団体の出資又は拠出に係る法人(いわゆる第三セクター)に対しては、貸付を行うことはできません。

(b) 業務の方法

公庫は、公営公庫法第 20 条第 1 項により、業務の開始の際、業務方法書を作成し主務大臣の認可を受けなければならないものとされており(なお、これを変更しようとする場合も同様とされています。)、かかる規定に基づき、昭和 32 年 6 月 1 日付けをもって業務方法書を作成し、当時の主務大臣である内閣総理大臣及び大

蔵大臣の認可を受けています。

(参考)貸付の種類

- ・ 一般貸付
 - 長期貸付
 - 許可前貸付
 - 短期貸付
- ・ 公社貸付
- ・ 受託貸付

(c) 貸付業務の方法(一般貸付のうち長期貸付及び許可前貸付、公社貸付)

公庫による貸付(後記(d)に記載する一時借入金の貸付を除きます。)は、以下に記載するところに従って行われます。

貸付の相手方

- 公営企業及び臨時三事業に係る地方債の許可を受けた、又は受ける見込みが確実な地方公共団体
- 地方的な幹線道路の建設を行う地方道路公社
- 公営企業に相当する事業を行う土地開発公社

貸付の対象となる事業

地方公共団体に対する貸付の場合

前記(a)に記載する公営企業及び臨時三事業

地方道路公社に対する貸付の場合

有料道路事業(地方道路公社法(昭和45年法律第82号)第21条第1項に定める道路の新設又は改築にかかるものうち道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第8条の3第1項に基づく貸付の対象となったものに限ります。)

土地開発公社に対する貸付の場合

港湾整備事業(埋立事業に限ります。)

貸付金の使途

設備資金、設備資金に係る地方債の借換のために要する資金及び設備資金に係る地方債の支払利息の支払いのために要する資金

貸付金の限度額

地方公共団体に対する貸付金の限度額

許可を受けた地方債の額及び許可を受ける見込みが確実な額のうち政府資金による引受が行われな
い額に相当する額

地方道路公社に対する貸付金の限度額

地方的な幹線道路の建設に要する資金のうち、一般金融機関の融資及び国の貸付が行われない額に相
当する額

土地開発公社に対する貸付金の限度額

公営企業に相当する事業に要する資金のうち、一般の金融機関の融資が行われない額に相当する額

貸付の審査

一般貸付については、総務大臣又は都道府県知事の起債許可を得た事業を貸付対象としており、その

事業の必要性、内容等については貸付先地方公共団体の議会で十分審議されるとともに、起債許可の際に対象事業の採算性あるいは借入先の償還能力等に係る審査が行われています。このため、公庫においては、地方債の許可がなされているか、議会の議決を得ているか、地方公共団体が借入を希望する時点で資金需要（工事の出来高）が生じているか等の事項についての審査を行っています。

また、公社貸付については、地方道路公社が行う有料道路事業で道路整備特別措置法(昭和 31 年法律第 7 号)の規定に基づき国が無利子貸付けの対象とした事業及び土地開発公社が行う港湾整備事業（埋立事業に限ります。）を貸付対象として、それらの事業計画等の審査を行っています。なお、公社貸付に当たっては、設立地方公共団体との間で連帯保証契約を締結することを条件としており、より償還の確実性を確保しています。

貸付の方法

証書貸付又は債券の応募による

貸付利率

公庫の長期の貸付利率には、基準利率、特別利率及び臨時特別利率があります。

基準利率が利率算定の基礎となりますが、実際(平成 14 年度)の貸付実績では、特別利率の適用が 73.5%、臨時特別利率の適用が 20.9%、基準利率の適用が 5.6%となっています。

公庫の基準利率は、資金調達コストを反映して貸付期間及び償還形態に応じて設定しています。具体的な算定方法は、調達済原資の支払キャッシュフローに係る割引現在価値と、貸付予定額の返済キャッシュフローに係る割引現在価値とが等しくなるように利率を設定しています。(注 1)

特別利率は、特定の事業について基準利率より低く設定しています。平成 15 年度は基準利率-0.30%となっています。

臨時特別利率は、総務省の政策に基づいた特定の事業について特別利率よりさらに低く設定しています。平成 15 年度は基準利率-0.35%となっています。基準利率、特別利率及び臨時特別利率については同一償還条件の財政融資資金利率を下限としています。

基準利率の改定の際は、主務大臣の承認を受けることとなります。

なお、特別利率、臨時特別利率と基準利率との利差を補てんするための財源は、公営競技納付金(注 2)および利差補てん引当金(注 3)等により賄われています。

(注 1) 割引現在価値の算出方法

政府保証国内債の発行条件決定日における国債の流通利回りのイールドカーブに、各々の公庫政府保証国内債の発行条件決定時における各々の発行者利回りとのスプレッドを加重平均して上乗せしたものを公庫債のイールドカーブとみなし、当該公庫債のイールドカーブに基づくディスカウントファクターを計算し、調達済み資金及び貸付のキャッシュフローに乗じて割引現在価値を算出します。

(注 2) 公営競技納付金

地方公共団体が行う公営競技(競馬、競輪、オートレース、競艇)の収益均てん化を図ることを目的に、その収益の一部を公営競技施行団体から受け入れ、これを公営企業健全化基金に積み立て、その運用収益等を貸付利率の引き下げ財源として活用しています。

(注 3) 利差補てん引当金

特別利率による貸付(臨時特別利率を含む。)については、従来は国庫補給金及び公営企業健全

化基金運用益等を財源として利下げを行ってきましたが、平成 12 年度を最後に国庫補給金が廃止(平成 9 年 9 月の閣議決定)されたことに伴い、今後も引き続き低利貸付実施のための自己財源を確保し、財務の健全性を担保するため、平成 13 年度に新たに創設したものです。

貸付利率決定の仕組み

<p>基準利率 資金調達コストを反映した利率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利率計算時点で、調達済原資の支払キャッシュフローに係る割引現在価値と貸付予定額の返済キャッシュフローに係る割引現在価値とが等しくなるように利率を決定。 ・ 調達済原資はその割合に応じて融資に使用されたと想定して、その各未使用残高を次の原資として繰り越す。 ・ 資金滞留期間中の調達済原資の支払利息等について、原資の現在価値計算に織り込み、資金滞留損を、資金調達コストとして各月の貸付利率に反映させる。 ・ 資金滞留期間中の調達済原資に係る運用益についても、資金調達コスト把握の一環として各月の貸付利率に反映させる。 ・ 利率計算上生じる端数については、0.05 刻みとなるよう切上げ計算を行い、0.05 刻みの利率とする。(これにより事務コスト等を吸収する。) <p>利率の改定に際しては、主務大臣(総務大臣及び財務大臣)の承認を受けて、公営企業金融公庫業務方法書に規定する主務大臣承認事項の別表を改正したうえ、公営企業金融公庫貸付規程の一部を改正し、主務大臣に報告する必要あり。</p>	<p>港湾整備、地域開発、観光施設事業等に適用</p>
<p>特別利率 特定の事業について基準利率より低く設定した利率(平成 15 年度基準利率 - 0.30%)。利下げ財源は、利差補てん引当金、公営企業健全化基金の運用益及び同基金の取り崩し。</p> <p>利率の改定に際しては、公営企業金融公庫貸付規程の一部を改正し、主務大臣に報告する必要あり。</p>	<p>上水道、下水道、工業用水道事業等に適用</p>
<p>臨時特別利率 総務省の政策等に基づいた特定の事業について特別利率よりもさらに低く設定した利率(平成 15 年度基準利率 - 0.35%)。利下げ財源は特別利率と同じ。</p> <p>利率の改定に際しては、公営企業金融公庫貸付規程の一部を改正し、主務大臣に報告する必要あり。</p>	<p>上水道、簡易水道、下水道、交通、電気及び病院の各事業の一部に適用</p>

償還期限

貸付の日の翌日から 28 年以内

償還の方法

据置期間は 5 年以内とし、償還は、割賦償還又は一時払いの償還としています。ただし、債券の応募によるものについては、当該債券の償還の方法によるものとしています。

債務の保証

地方道路公社及び土地開発公社に対する貸付にあたっては、設立地方公共団体に当該貸付額に係る債務について保証契約を行わせるものとしています。

補償金制度による繰上償還

地方公共団体は補償金(繰上償還に伴い公庫が損失を受ける額)を支払うことにより繰上償還を行うことができます。この場合の補償金額は、将来回収予定の元利金総額について運用益相当分を割り引いた額から繰上償還額を差し引いたものとし、その割引率については公庫の基準利率(資金調達コスト)を用いて算定することとしています。ただし、任意の繰上償還についてのみ適用するものとし、当然に繰上償還となる場合には適用しません。また、繰上償還にあたっては公庫の承認を受ける必要があります。

(d) 一時借入金の資金の貸付業務の方法(一般貸付のうち短期貸付)

公庫による一時借入金の資金の貸付(同一年度内に償還が行われる貸付をいいます。)は、前記(c)に記載する貸付に支障を及ぼさない範囲において、以下に記載するところに従って行われます。

貸付の相手方

公営企業に係る一時借入金の資金を必要とする地方公共団体

貸付金の使途

設備資金及び運転資金。なお、設備資金の貸付は、原則として重要な継続事業であって貸付がなければ工事中断等当該事業の実施に重大な支障を生ずるおそれのあるものに限られます。

貸付金の限度額

設備資金については当該年度において地方債の許可を受けることが確実と認められる額に相当する額とされ、運転資金については歳計現金の一時的不足の調整のため必要な額です。

償還期限

3 か月以内において歳計現金の一時的不足の調整のために必要な期間。ただし、やむを得ない場合には原則として 3 か月以内の期間に限り借換を認めます。

償還の方法

一括弁済

その他

前記 ないし に記載するもののほかは、前記(c) 、 及び の記載と同様です。

(e) 受託貸付業務の方法

前記(ロ)(a)のとおり、農林漁業金融公庫からの委託を受けて、地方公共団体の行う造林及び牧野の改良、造成又は復旧に必要な資金の貸付を行います。

(f) ALM・リスク管理体制

リスク管理体制

各部署長、課長で構成されるリスクマネジメント会議において、月1回の定例会に加え、必要に応じて臨時会を開催し、金利変動リスクをはじめとする諸リスクの適切な把握と対応策等の検討を行っています。さらに重要な案件については役員等で構成される幹部会議において審議するものとしています。

ALMへの取り組み

公庫におきましては平成10年度よりALM管理手法を導入し、さらに、平成13年度からは、総務部企画課内に経営管理係を新設し、今後の金利変動等に応じた長期的な経営の推進に関する分析等に用いています。公庫で使用している分析モデルは、シナリオ分析をはじめ、EaR分析、デュレーション(センシティブティ)分析等が可能です。

(g) 金融機関に対する業務の委託

公営公庫法第21条第2項により、公庫は、主務大臣の認可を受けて、金融機関に対し、資金の貸付、元利金の回収その他貸付及び回収に関する業務を委託することができます(ただし、資金の貸付の決定についてはこの限りではありません。)

同項に基づき、公庫は、主務大臣の認可を受けた上で、金融機関に対し、全ての貸付債権の回収業務その他の業務を委託しています。かかる業務委託においては、公庫は貸付にかかる返済元利金及び繰上償還に係る補償金(以下「返済元利金等」といいます。)を収納するにあたり、受託者である金融機関に返済元利金等を払い込む地方公共団体等の名称、返済元利金等の払込期日及び返済元利金等の額を通知し、当該金融機関をして当該地方公共団体等に対する払込を求める旨の連絡、返済元利金等の受領、領収書の交付、返済元利金等の公庫指定の銀行の預金口座への送金、公庫に対する収納済通知書の送付等を委託しています。

公庫の指定する金融機関一覧表

(平成15年7月31日現在)

都市銀行	みずほ銀行、東京三菱銀行、りそな銀行、UFJ銀行、三井住友銀行、埼玉りそな銀行
地方銀行	北海道銀行、青森銀行、みちのく銀行、岩手銀行、東北銀行、七十七銀行、秋田銀行、北都銀行、荘内銀行、山形銀行、東邦銀行、常陽銀行、関東つくば銀行、足利銀行、群馬銀行、武蔵野銀行、千葉銀行、千葉興業銀行、東京都民銀行、横浜銀行、第四銀行、北越銀行、山梨中央銀行、八十二銀行、北陸銀行、富山銀行、北國銀行、福井銀行、大垣共立銀行、十六銀行、静岡銀行、スルガ銀行、清水銀行、三重銀行、百五銀行、滋賀銀行、京都銀行、近畿大阪銀行、泉州銀行、池田銀行、南都銀行、紀陽銀行、但馬銀行、鳥取銀行、山陰合同銀行、中国銀行、広島銀行、山口銀行、阿波銀行、百十四銀行、伊予銀行、四国銀行、福岡銀行、筑邦銀行、西日本銀行、佐賀銀行、十八銀行、親和銀行、肥後銀行、大分銀行、宮崎銀行、鹿児島銀行、琉球銀行、沖縄銀行
第二地方銀行	北洋銀行、札幌銀行、北日本銀行、仙台銀行、大東銀行、東和銀行、南日本銀行、京葉銀行、大光銀行、長野銀行、富山第一銀行、静岡中央銀行、名古屋銀行、中京銀行、第三銀行、びわこ銀行、みなと銀行、トマト銀行、広島総合銀行、愛媛銀行、高知銀行、徳島銀行、福岡シティ銀行、沖縄海邦銀行

(八) 公庫の財務

(a) 経理の特徴

会計処理基準

公庫の会計処理は公営公庫法、公庫の予算及び決算に関する法律、関連政省令及び告示、並びに特殊法人等会計処理基準に基づいて行っており、公庫の財務諸表は、証券取引法第193条の2に規定される監査証明は受けておりません。公庫は後述の行政コスト計算書作成にあたり、民間の金融機関の会計処理基準に準拠した平成14年度の財務諸表を作成しましたが、現行の会計処理基準との相違は以下のとおりです。

(参考)

民間(行政コスト計算財務書類)の会計処理との主な比較

区 分	現 行 ベ ー ス	民間(行政コスト計算財務書類)ベース
退職給付引当金	未計上	「退職給付に係る会計基準」に準拠。
貸倒引当金	未計上(貸付相手方が地方公共団体等により、貸倒れの危険性がないため。)	金融庁の検査マニュアルに定める基準に従い計上。(マニュアルでは、国及び地方公共団体に対する債権は、回収の危険性又は価値の毀損の危険性がないものとされており、その結果、期末における残高はない。)
賞与引当金	未計上	翌年度に支給する賞与で当期勤務対応分の引当金を計上。
債券借換損失引当金及び利差補てん引当金(その他の引当金)	公営公庫法施行令の規定に基づき、借換損失引当金について当該年度末貸付金残高の80/1000の範囲内で計上し、利差補てん引当金については、公営公庫法施行規則第2条及び附則第2条で定めるところにより計上。	その他の引当金は、将来の支出の増加又は収入の減少であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる場合に限定。
ソフトウェア(無形固定資産)	未計上	将来の収益獲得又は費用削減が確実であると認められる場合には、取得に要した費用相当額を無形固定資産として計上。
有価証券	取得価額にて計上	「金融商品に係る会計基準」に準拠し、保有目的をその他有価証券に分類の上、時価にて計上(評価差額は洗い替え方式に基づき、資本の部に計上)。
債券発行差金(繰延資産)	「公庫の国庫納付金に関する政令」の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、当年度発生分を一括償却。	債券の償還期限までの期間内で償却。

財務諸表及び決算報告書の作成

公庫は、毎事業年度の決算を翌年度5月31日までに完結させ、毎事業年度ごとに財務諸表及び決算報告書を作成します。財務諸表については、監事の意見を付して決算完結後1か月以内に主務大臣を経由して財務大臣に提出し、その承認を受け、また、決算報告書については、監事の意見を付して財務諸表の承認後遅滞なく主務大臣を経由して財務大臣に提出します。その後、財務諸表及び決算報告書は、事務所

に備え置き、一般の閲覧に供するとともに、財務諸表については、遅滞なく官報に公告されます。さらに、財務諸表及び決算報告書は内閣に送付された後、11月30日までに会計検査院に送付され、決算報告書については会計検査院の検査を経た上、いずれも国会に提出されます(公営公庫法第28条、公庫の予算及び決算に関する法律第17条乃至第21条)。

(b) 資金調達の概要

公営企業債券の発行

公営企業債券の発行

公営公庫法第 23 条に基づき、公庫は主務大臣の認可を受けて公営企業債券を発行することができます。公庫による貸付の原資は、主としてかかる公営企業債券の発行により調達しています。

公営企業債券の最近の発行実績と平成 15 年度発行計画額 (額面)

(単位：百万円)

区 分	平成 13 年度			平成 14 年度			平成 15 年度
	当期発行高	当期償還高	当期末残高	当期発行高	当期償還高	当期末残高	発行計画額
政府保証国内債	1,540,760	1,139,240	16,742,920	1,108,390	1,139,150	16,712,160	1,394,486
政府保証外債	130,000	56,879	894,860	70,000	57,218	907,642	140,000
財投機関債	100,000	-	100,000	220,000	-	320,000	300,000
縁 故 債	380,000	441,527	5,138,136	240,000	511,996	4,866,140	515,000
合 計	2,150,760	1,637,646	22,875,916	1,638,390	1,708,364	22,805,942	2,349,486

公庫では「特殊法人等については、財投機関債の公募発行により市場の評価にさらされることを通じ、運営効率化のインセンティブを高める。」という財政投融资制度改革の趣旨(注)を踏まえ、公庫自身の信用力に依拠した資金調達を行うべく、平成14年度には2,200億円を発行しました。なお、平成15年度の発行計画額は、3,000億円となっています。

(注)財政投融资制度改革については平成 13 年 4 月 1 日に、従来の郵便貯金・年金積立金の全額が資金運用部に預託される制度から、特殊法人等の施策に真に必要な資金だけを市場から調達する仕組みへと抜本的な転換を図り、これにより、財政投融资制度改革の市場原理との調和が図られるとともに、特殊法人等の経営の効率化の促進にも寄与することを基本的考え方とする旨の制度改革が実施されました。

金融機関からの短期借入れ

公営公庫法第30条により、公庫は、資金繰りのため必要があるときは、債券の発行の予算で定める限度額から既に発行している債券の額を差し引いた金額(当該金額が公営公庫法第22条の規定により定めた短期借入金の借入れの最高額を上回るときは、当該最高額とします。)を限度として、主務省令で定める金融機関から短期借入れをすることができるものとされています。かかる短期借入金は、当該短期借入れをした事業年度内に償還しなければなりません。また、公庫は、かかる短期借入れのほか、資金の借入れを行ってはならないものとされています。なお、平成14年度における短期借入れの実績は延べ1回480億円となっています。

公営企業健全化基金の受け入れ

公庫は、地方財政法第32条の2の定めるところにより、昭和45年度以降、公営企業等に対する貸付利率を下げるため、地方公共団体が行う公営競技(競馬、競輪、オートス、競艇)の収益金の一部を受け入れており、かかる納付金を受けたときは公営公庫法第28条の2第1項に定めるところにより設置する公営企業健全化基金に充てなければならないものとされ、その運用益等を貸付利率の引き下げの財源としています。

なお、公営企業健全化基金の平成10年度から平成14年度までの残高は以下のとおりです。

(単位：百万円)

年度 (平成)	期首基金残高 (A)	公営競技納付金 (B)	基金取崩額 (C)	期末基金残高 (A)+(B)-(C)
10	760,335	34,030	-	794,366
11	794,366	26,379	-	820,745
12	820,745	22,407	-	843,152
13	843,152	12,340	7,963	847,528
14	847,528	14,920	6,609	855,838

(注)期首基金残高 + 公営競技納付金 - 基金取崩額と期末基金残高とが四捨五入により一致しないことがあります。

国庫補給金の受け入れ

前記(イ)(d) をご参照ください。

(二) 財政投融資事業に関する政策コスト分析について

(a) 財政投融資事業に関する政策コスト分析の概要

政策コスト分析とは財政投融資を活用している事業の実施に伴い、国(一般会計等)から将来にわたって投入される補助金等の額を財政融資対象の全特殊法人等が試算したものです。

分析に当たっては、将来にわたる補助金等を現在の価値として評価した総額(割引現在価値額)を、一定の仮定を置いて試算しています。例えば、融資機関については、平成16年度以降新規融資を行わない、また、事業実施機関については、現在、実施・継続中の事業及び平成16年度以降の新規着手が既に予定されている事業を対象とする等の仮定を置いています。

政策コスト分析は、事業の実施による将来の国民負担がどの程度となるかを明らかにし、財政投融資の透明性を高めるとの観点から、平成11年度より取り組まれており、平成15年度は財政融資対象の全特殊法人等28機関が行い、財政制度等審議会財政投融資分科会の審議を経て、平成15年6月25日に公表されました。

(b) 公庫の平成 15 年度政策コスト分析結果(平成 15 年 6 月 25 日公表)

1. 国からの補給金等	-
2. 国からの出資金等の機会費用分	70 億円
1~2 小計	70 億円
3. 国への資金移転	-
1~3 合計 = 政策コスト	70 億円

(試算の概要)

公庫が行う事業のうち、受託貸付を除く全事業を試算の対象としています。

既往の貸付残高 24 兆 6,478 億円(平成 14 年度未予定額)に加え、平成 15 年度地方債計画等に基づく貸付計画に従い、平成 15 年度 1 兆 7,536 億円、平成 16 年度 1 兆 1,980 億円の貸付を実行した場合について試算しています。

分析期間は、既往の貸付金に加え、平成 15 年度地方債計画等に基づく貸付金が全て回収されるまでの 30 年間となっています。

資金収支の不足額について、公営企業債券を発行することにより資金調達しています。

国からの補給金については平成 13 年度以降見込んでおらず、また国の出資金については新たな出資を見込んでいません(平成 14 年度末現在 166 億円)。

以上のような考え方の下に、設定された前提条件に従って、当該事業の遂行に必要な政策コストを算出しました。

(ホ) 特殊法人等に係る行政コスト計算財務書類の作成について

平成 13 年 6 月 19 日財政制度等審議会財政制度分科会法制・公企業会計部会公企業会計小委員会の報告書「民間企業と同様の会計処理による財務諸表の作成と行政コストの開示」において「特殊法人等に係る行政コスト計算書作成指針」が示され、公庫及びその他の特殊法人等は説明責任の確保と透明性の向上の観点から、最終的に国民負担に帰すべきコストを集約表示する書類として、行政コスト計算財務書類を作成・公表することとなりました。

公庫は、平成 14 年度の行政コスト計算財務書類を平成 15 年 7 月 31 日に公表しました。公庫の行政コスト計算財務書類の概要等は、公庫の開設するホームページに掲載するとともに、公庫の事務所に備え置き公表しています。行政コスト計算財務書類については本発行情報概要書 67 ページ以降に記載しています。

(a) 行政コスト計算財務書類の体系は以下のとおりです。

行政コスト計算書

添付書類

民間企業仮定貸借対照表

民間企業仮定損益計算書

キャッシュ・フロー計算書

民間企業仮定利益金処分計算書(又は、民間企業仮定損失金処理計算書)

附属明細書

(b) 行政コスト計算書作成の趣旨

行政コスト計算書とは、特殊法人等について、説明責任の確保と透明性の向上の観点から、最終的に国民負担に帰することになるコストを集約表示する書類とされています。

行政コスト計算書は各特殊法人等の財務状況及び国民負担を統一的な尺度で明らかにするため、民間企業の財務報告において拠るべき基準とされている企業会計原則に準拠した財務書類(民間企業仮定財務諸表)に基づいて作成されます。

行政コストでは国民負担を明確にするため、通常企業単体のコストとして認識されない政府出資金や国有財産の無償使用等に係わる機会費用を加算して算出されます。

(c) 公庫の行政コスト計算書の特徴

公庫の行政コスト計算書の主要な特徴は、貸倒引当金残高がないこと、金利変動積立金を計上していること、利差補てん積立金を計上していること、現行の財務諸表と異なり、債券借換損失引当金繰入及び利差補てん引当金繰入に相当する額等が利益として計上される結果となっていることです。

債券借換損失引当金繰入及び利差補てん引当金繰入を損失として計上しなかったこと等による結果、業務費用と機会費用を合計した公庫の行政コストは、279,435百万円とマイナスとなっています。

(ハ) 特殊法人等改革、政策金融改革について

特殊法人等改革につきましては、平成12年12月1日に閣議決定された「行政改革大綱」において、すべての特殊法人等の事業及び組織の全般について、内外の社会経済情勢の変化を踏まえた抜本的見直しを行い、平成13年度中に、各特殊法人等の事業及び組織形態について講ずべき措置を定める「特殊法人等整理合理化計画」を策定し、さらに、同計画を実施するため、可能な限り速やかに、遅くとも平成17年度末までの「集中改革期間」内に、法制上の措置その他の必要な措置を講ずることとされました。また、平成13年6月22日には特殊法人等の集中的かつ抜本的な改革を推進するための「特殊法人等改革基本法」が施行されました。

具体的な取組みといたしましては、行政改革大綱で示された、各特殊法人等の個々の事業についての見直し結果を踏まえ、特殊法人等の組織形態について、廃止、民営化、あるいは独立行政法人などの組織形態への見直しを行う、との方針に沿って、内閣官房に設置された行政改革推進事務局(平成13年1月6日発足)より、18の事業類型ごとの論点整理として平成13年4月3日に「特殊法人等の事業見直しの論点整理」が公表され、さらに、行政改革推進事務局は、この事業類型別論点を踏まえて各法人を所管する省庁からヒアリングを行い、平成13年6月22日に事業見直しの方向性と、検討の対象となり得る特殊法人等の事業を掲載した「特殊法人等の事業見直しの中間とりまとめ」を公表しました。

公庫につきましては、この中間とりまとめにおいては、個別の事業を特定しての指摘はなく、融資を行う全法人等として以下の指摘がなされています。

- ・貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、先般策定された「特殊法人等に係る行政コスト計算書作成指針」に従って適切に対応する。
- ・金利の決定については、政策的必要性等を踏まえ、決定責任主体を明確にすることを検討する。
- ・政策金融について評価手法を検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。特に、繰上償還を含めた政策コストを明示することを検討する。

その後、行政改革推進事務局では、行政改革大綱の事業見直し基準及び「特殊法人等の事業見直しの中間とりまとめ」の類型別事業見直しの方向性を、全ての特殊法人等の個別の事業に当てはめる作業を行い、その結果が平成13年8月10日に「特殊法人等の個別事業見直しの考え方」として公表されました。その際、各省庁の各特殊法人等に係る政策推進及び監督官庁の立場からの意見も併せて公表されました。

この中で公庫については以下のとおりとされています。

事務局案	所管省庁(総務省)の意見
<p>【地方債資金の融通業務】</p> <p>政府保証など国の関与を外し、関連する地方公共団体が共同で行う業務とする。</p> <p>普通会計分や、財政規模が大きな団体を貸付対象から除外し、貸付規模を縮減するとともに、分野を限定すべく、交通事業等を特利対象から除外する。</p> <p>また、資産担保債券による財投機関債の発行の拡充など貸付債権の証券化を促進するとともに、政策目標を明らかにした上で、政策評価を適正に実施し、評価の結果を事業に反映させる。</p> <p>【公営企業健全化基金】</p> <p>基金の有効活用を図り、地方財政を支援するため、運用益のみでなく、元本分も金利低減の財源として活用することを検討する。</p>	<p>上下水道等公営企業が、公共料金の抑制に努めつつ計画的に経営を継続していくためには長期低利の資金が必要である。国の財政支出を伴うことなく低利の資金を供給するとともに、市場から10年で調達した資金を長期(平均25年)の資金に切替えて貸付を行うためには、政府保証及び国の信用を背景とした高い信用創造機能が必要である。</p> <p>交通事業を含め公営企業は料金収入を基本とした独立採算原則により経営されており、公共料金の抑制という観点から団体の財政規模や事業分野に関わらず長期低利の資金が必要である。なお、普通会計については、必要な長期低利の公的資金を確保する観点から事業を限って貸付対象としている。財投機関債は、今後市場の状況を踏まえつつ一層の活用を図っていきたい。政策評価は適正な実施に向けて検討を進めていきたい。</p> <p>基金は公営競技施行団体が収益均てん化のため拠出したものであるが、貸付原資に活用され、さらにその償還利子を利率引下げの財源としている。長期的な観点から、低利の資金を供給していくため、基金の元本は確保しつつ、その有効な活用に努めたい。</p>

また、行政改革推進事務局では、特殊法人等の廃止・民営化についての所管府省の見解に関する調査を行い、その結果を平成13年9月4日に「特殊法人等の廃止又は民営化に関する各府省の報告」として公表しました。

公庫に関する総務省の見解は以下のとおりです。

廃止の可否	<p style="text-align: center;"><u>ポイント</u></p> <p>公営企業金融公庫は、国の財政支出なしに、長期低利の資金を供給し、公共料金の抑制、地方財政の負担の軽減に寄与</p> <p>廃止すれば、国の財政支出が減少しないにもかかわらず、公共料金の上昇や地方財政が悪化</p> <p>(事業を純粹に廃止できない理由)</p> <p>上下水道等の公営企業が、公共料金の抑制を図りつつ、計画的に経営していくためには、長期低利の資金が不可欠である。公営企業金融公庫は、地方公共団体のニーズに応じて、政府保証及び国の信用を背景とした信用創造機能により、市場から10年で調達した低利な資金をより長期の資金に切り替えて、公営企業等に供給しているところである。また、地方公共団体の必要な資金をまとめて調達することにより、債券の発行額の大型化が可能となり、調達コストの低減に寄与している。</p> <p>公庫は、スリムな組織により効率的な運営を行っており、国庫補給金についても平成13年度に廃止したほか、財政融資資金の借入れもなく、国の財政支出がゼロとなっており、将来とも国の財政支出を受ける予定はない。政府保証については、貸付対象が地方公共団体であることから貸し倒れがなく、貸付債権が不良債権化することがないので、将来においても国の財政負担が生じるおそれもないところである。</p> <p>一方、公庫の業務を廃止するとすれば、地方公共団体の資金調達コストは相当増加せざるを得ないと見込まれ、公共料金の上昇による住民負担の増加、地方財政の悪化をもたらす要因となる。こうした公共料金の上昇等に対しては別途、財政措置を講ずる必要が生ずるが、低利資金を調達すれば済むことに対し余計な手間や財政負担をもたらすものであり、行政簡素化・効率化の観点からも合理的とはいえない。</p> <p>公庫は地方公共団体に対し資金供給のみを行う機関であり、事業の実施に係る判断を行う機関ではないため、公庫の存在が地方公共団体のモラルハザードを招来するといった関係にはなく、特殊法人の見直しの目的に照らしてみても、事業の廃止や運営主体の移管等を行う必要はないものと考えられる。</p> <p>(事業を他の運営主体に移管して特殊法人等を廃止することができない理由)</p> <p>地方公共団体が個々に直接市場から長期低利の資金を調達するには限界があること、地方債資金は大量の資金を必要とすることから、地方債の資金量を調整するとともに相応の公的資金を確保することは、国の役割として位置付けられ</p>
-------	---

	<p>るべきものであり、現に財政投融资計画や地方債計画を通じて、国として公的資金を確保する仕組みがとられている。公庫資金は、このような公的資金を構成するものとして位置付けられ、財政融資資金とともに重要な役割を果たしているところである。</p> <p>このように、公庫の業務は、国として果たすべき役割の一翼を担っているものであり、地方公共団体への貸付を取扱っていることをもって単純に地方の業務と考えるべきものではない。</p> <p>また、仮に個々の地方公共団体が調達するとすれば、地方の資金調達コストが著しく増高するほか、長期の資金が調達できない地方公共団体が生ずることとなる。また、地方公共団体共同の業務として仕組むこととすれば、低利の資金の円滑な調達のため政府保証に代わる仕組みが必要となるが、例えば3,200余の団体が連帯して22兆円に上る債務保証のためそれぞれの地方公共団体が議会の議決を行うというようなことにすれば、そのための事務が極めて増大するなど現実的でなく、国、地方を通じた行政改革の理念・特殊法人見直しの趣旨にそぐわないものである。</p>
<p>民営化の可否</p>	<p>公庫は、政府保証及び国の信用を背景とした高い信用創造機能により、公営企業が公共料金の抑制に努めつつ、経営を継続していく上で必要な長期低利の資金を供給しているところであり、こうしたスキームは今後とも必要であるが、業務の運営については、市場の動向等を踏まえ、財投機関債の拡大を図るなど、より一層効率化に努めていく必要がある。</p>

その後、行政改革推進事務局においては、この報告の内容について各府省からヒアリング等を行い、未だ検討中であるが、組織見直しについて現時点における一定の方向性を示すこととし、平成13年10月5日に「特殊法人等の組織見直しに関する各府省の報告に対する意見」を公表しました。

公庫については、以下のとおりです。

法人名	廃止・民営化の可否(その他)とその条件等	事務局の意見
<p>公営企業金融公庫</p>	<p>不可 (国の財政支出が減少しない一方で、公共料金の上昇や地方財政が悪化するため。)</p>	<p>地方公共団体の事業とすること(地方公共団体が運営に責任を負う法人(地方共同法人(仮称)とすること)を含め、引き続き検討する。</p>

同「意見」によると、「この「意見」を踏まえ、引き続き各府省と議論を深めつつ、特に政策金融分野などの組織のあり方について、更に積極的に検討を進めるとともに、その他の法人の組織についても徹底した見直しを行う。その過程においては、各法人の事業について引き続き見直し作業を進め、平成14年度予算の概算要求についても大胆な削減を目指すとともに、できる限り早期に、具体的な組織改革の手法について、必要に応じその類型、運営等の在り方を含め提示する方針である。このような個別事業の見直しや組織改革の検討等を踏まえて、年内に「特殊法人等整理合理化計画」を策定することとするが、その過程においては、特殊法人等改革推進本部を中心として、各方面から寄せられるご意見を踏まえつつ、また関係者等による様々な調

整を経ながら、より抜本的かつ的確な改革を目指し計画策定を進めて参りたい。」とされています。

その結果、「特殊法人等整理合理化計画」が平成13年12月19日に閣議決定され、公庫については、事業について講ずべき措置として、

貸付分野の縮減を図り、地方債計画の規模に対応しつつ貸付規模の縮減を図る。さらに、今後、国と地方の役割分担等のあり方の検討の結果を踏まえ、業務の見直しを行う。

財投機関債の発行を拡充し、政府保証のシェアを縮減するとともに、政府出資を縮減する。また、政策目標を明らかにした上で、政策評価を適正に実施し、評価の結果を事業に反映させる。

とされました。当該指摘事項についての公庫に関する検討状況は下表のとおりとなっています。

指摘事項	指摘事項についての検討状況					
【地方債資金の融通業務】						
貸付分野の縮減を図り、地方債計画の規模に対応しつつ貸付規模の縮減を図る。さらに、今後、国と地方の役割分担等のあり方の検討の結果を踏まえ、業務の見直しを行う。	貸付分野の縮減(15年度予算で措置)					
	次の事業については公庫資金の貸付を行わない(ただし、継続部分については一定の経過措置を講じる)					
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域開発事業(臨海土地造成、内陸工業用地造成、流通業務団地造成、住宅用地造成、事務所・店舗等用地造成、土地区画整理事業としての宅地造成) ・市街地再開発事業 ・土地開発公社の地域開発事業 					
	貸付規模の縮減(14年度以降の予算で措置)					
	[貸付計画額]					
	1兆9,777億円 1兆9,529億円(1.3%) 1兆7,536億円(10.2%)					
	[地方債計画額]					
	区 分	13年度	14年度	増減率	15年度	増減率
		億円	億円	%	億円	%
	政府資金	78,100	76,000	2.7	76,900	1.2
	公営公庫資金	19,600	19,000	3.1	17,800	6.3
	民間等資金	67,298	70,239	4.4	90,145	28.3
	合 計	164,998	165,239	0.1	184,845	11.9
財投機関債の発行を拡充し、政府保証のシェアを縮減するとともに、政府出資を縮減する。また、政策目標を明らかにした上で、政策評価を適正に実施し、評価の結果を事業に反映させる。	財投機関債の発行の拡充(14年度以降の予算で措置)					
	1,000億円 2,200億円 3,000億円					
	政府保証債のシェアの縮減(14年度予算で措置)					
	区 分	13年度	14年度	15年度	増 減	
政府保証債発行額	16,770億円	15,320億円	15,310億円	10億円		
シェア	76.0%	72.2%	3.8ポイント	6.9ポイント		
	政策評価の実施 政策評価の試行 政策評価の本格実施予定					

(注) 1 . 上表中の数値は、いずれも計画額をいいます。

2 . 「政府保証債のシェアの縮減(14年度以降の予算で措置)」の表中における「シェア」とは、公営企業債券の発行計画額の合計に対する比率をいいます。

また、公庫を含めた8つの政策金融機関に関して、組織形態について講ずべき措置として、「民業補完、政策コスト最小化、機関・業務の統合合理化の原則の下、抜本的な検討を行った上で、公的金融の対象分野、規模、組織の見直しを行うこととする。このため、経済財政諮問会議において、平成14年初に検討を開始し、その検討結果を踏まえ、内閣として、経済情勢を見極めつつ、できるだけ早い時期に結論を得ることとする。」とされました。

これを受けて、平成14年12月13日の経済財政諮問会議において「政策金融改革について」が決定され、さらにこの決定を受け、平成14年12月17日には「道路関係四公団、国際拠点空港及び政策金融機関の改革について」が閣議決定されました。これらの内容は以下のとおりです。

平成14年12月13日
経済財政諮問会議

政策金融改革について

わが国の政策金融は諸外国に比べ規模が大きく、かつ時系列的に増大傾向にあり、このことが、金融資本市場の資源配分機能を歪めてきた。わが国にとって、金融資本市場の効率化は最重要課題であり、民間部門の自由かつ自発的な活動を最大限引き出す方向での政策金融の抜本的改革が必要である。

1 改革達成に向けての道筋

現下の厳しい経済金融情勢に鑑み、民間金融機能の正常化への道筋を踏まえて、以下のとおり3段階で、政策金融改革を進める必要がある。

(1) 不良債権集中処理期間（平成16年度末まで）

金融円滑化のため、政策金融を活用する。特に、金融環境の激変、連鎖倒産のおそれ等に際しては、円滑な資金供給を確保する等、セーフティネット面での対応について、万全を期す。

民間人も含め改革に意欲のある人材の登用など適材適所の経営責任者任用、特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月19日閣議決定）の着実な実行等可能な措置を実施する。

(2) 平成17年度から平成19年度まで

民間金融機関の機能回復・強化の状況を見つつ、あるべき姿に移行するための準備期間。組織の統合集約化を目指す観点に立って対象分野の厳選を進めつつ、可能な改革措置をできるだけ速やかに実施する。また、あるべき姿への移行を円滑に進めるための政府及び政策金融機関の会議を開催する。

(3) 平成20年度以降

速やかに新体制に移行する。

2 政策金融のあるべき姿の実現

(1) 対象分野の厳選

遅くとも平成19年度末までに、別添1の基準に則って、別添2に掲げる事項に留意しつつ、国として政策金融の手法を用いて真に行うべきものを厳選する。その際、各分野毎の政策的特性を踏まえて、各政策金融機関の機能を個々に精査し、業務内容により仕分けを行った上で、類似の目的を有する他の政策手段・機能も十分に考慮し、廃止・民間業務等への移行を行うものを判断する。

(2) 規模の縮減

民間金融機能が正常化することを前提に、現行政策金融機関8機関の貸出残高について、将来的に対GDP比率で半減することを目指す。

(3) 組織の見直し

(1)の見直しと合わせ政策金融機関8機関については、現行政策金融機関が有する資源にも配慮

しつつ、廃止、民営化を含めて、組織のあり方を検討し、平成19年度末までに現行の特殊法人形態は廃止する。国として必要な政策金融機能を担う後継組織については大胆に統合集約化を進める。新たな組織形態については、政策として行うことが必要な事業を確実かつ効率的に行い得るよう、特に、以下の点を満たす制度設計を行い、厳格なガバナンスを構築する。

経営責任の明確化（経営責任を曖昧にする恐れがある収支差補給金の廃止を含む。なお、必要に応じ利子補給金等により対応する。）

事業運営の効率性の向上

民間人も含め改革に意欲のある人材の登用など適材適所の経営責任者の任用

組織及び事業の存続の必要性に係る情報、コストやリスクに係る情報等、情報開示の徹底

第三者機関の設置の検討も含めた事前・事後の評価・監視体制の整備（具体的な効果計測指標の設定、民業補完の遵守状況の評価基準への採用、評価機関への利用者及び民間金融機関の代表者の参加を含む。）

会計は、原則として企業会計原則によることとする。

(4) 政策金融の手法の革新、融資条件の適正化の徹底等

あるべき姿の実現に向けて、移行のための準備期間においても、政策金融の手法の革新、融資条件の適正化の徹底等可能な措置はできるだけ速やかに実施する。

政策金融の手法の革新

諸外国の民業補完の事例を参考にしつつ、間接融資、債務保証等の手段への移行、あるいは、直接貸出を行う場合でも協調融資への移行及び貸付対象要件の透明性の確保を図るなど、手法の革新を行う。

融資条件の適正化の徹底

民間に準拠した、リスクに見合った金利設定の導入を引き続き促進する。

貸付における固定金利期間の短期化等を通じて、運用金利と調達金利の期間差異の実質的解消による金利リスクの排除を図る。

3 留意事項

改革の過程を通じて、円滑かつ効率的な中小企業金融が確保されるよう配慮する。

この改革とあわせ、市場型間接金融や直接金融の拡大など、資本市場、民間金融機能の高度化を進める。そのために、関係府省が一体となって環境整備に取り組む。

改革の過程において政策金融を活用する場合には、市場本来の機能が最大限に発揮されるよう、適切な配慮を行う。

(別添1) 政策金融の対象分野に関する基準

構造改革の基本原則である「官から民へ」を踏まえれば、「民間にできることは民間に委ねる」ことは当然として、「長期、固定、低利」を含め民間ではできない場合であっても、そののみをもって政策金融の存在が正当化されるわけではない。

政策金融の存在意義が明確に認められるのは、政策の必要性が明らかであると同時に金融機能をもって対処することが必要な場合である。具体的には、以下の、の条件に共に該当する場合である。

公益性

政府の介入によって明らかに国民経済的な便益が向上する（社会的な便益が社会的な費用を上回るため、政策的助成により「高度な公益性」が発生する）場合

金融リスクの評価等の困難性

情報が乏しいこと、あるいは不確実性や危険性が著しく大きいことによって、リスクの適切な評価等が極めて困難なため、民間金融による信用供与が適切に行われず（金融機能面における「リスク評価等の困難性」ゆえに資金不足が生ずる）場合

以上二つの基準を踏まえて、政策金融の活動領域を整理すれば、以下のとおりである。

(A) が共に該当する場合は、政策金融固有の活動領域である。

ただし、金融的手法であっても、直接貸出に限らず債務保証等の他の手段と比較して、どれが適切か厳密な選択が必要である。

(B) に該当するが、には該当しないものについては、金融手段による政策介入の必要性は乏しいため、政策金融で行う必要はない。補助金などの他の政策手段と比較し、コスト最小化の観点から、不断に厳格な検証を行うことが必要ある。

(C) のいずれにも該当しない場合は、政策的介入の必要性はない。

(D) に該当するが、には該当しない場合は、政策的必要性が乏しいことから、基本的に政策金融の必要はない。むしろ、リスク負担を行う民間の貸手が登場するように、民間の金融市場の整備を図ることが重要である。

(別添2) 機関別の主要検討課題

- 1 国民生活金融公庫
 - ・特別貸付、教育貸付のあり方
 - ・長期継続的に利用している借り手の自立化推進の方策
- 2 農林漁業金融公庫
 - ・大企業をはじめとする食品産業向け融資のあり方
- 3 中小企業金融公庫
 - ・一般貸付のあり方
 - ・特別貸付制度の創設・評価のあり方
- 4 公営企業金融公庫
 - ・政府保証の必要性の有無を踏まえた財政融資との役割分担のあり方
 - ・公社貸付、一般会計事業貸付のあり方
 - ・更新投資に対する貸付のあり方
- 5 沖縄振興開発金融公庫
 - ・沖縄特利制度のあり方
 - ・特定業種向け・産業振興目的の一般的な貸付制度のあり方
- 6 国際協力銀行
 - ・輸入金融、投資金融、アンタイドローンのあり方
- 7 日本政策投資銀行
 - ・大企業向け融資のあり方
 - ・プロジェクト・ファイナンスのあり方
 - ・地域インフラ向け融資のあり方
- 8 商工組合中央金庫
 - ・メンバーズバンク業務のあり方
 - ・大企業・中堅企業向け融資のあり方

道路関係四公団、国際拠点空港及び政策金融機関の改革について

平成14年12月17日
閣議決定

道路関係四公団、国際拠点空港及び政策金融機関のあり方については、特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月19日閣議決定）に従い、それぞれ道路関係四公団民営化推進委員会、国土交通省、経済財政諮問会議において検討され、今般その結果がとりまとめられたところであるが、今後の対応については下記の方針によることとする。

記

1・2 (略)

3 政策金融機関

政府は、経済財政諮問会議の結論を踏まえ、経済情勢を見極めつつ、さらに検討を進めるとともに、民間人も含め改革に意欲のある人材の登用など適材適所の経営責任者任用、特殊法人等整理合理化計画の着実な実行等の措置を講じる。

4. 関連会社の状況

公庫が出資を行っている法人等はありません。

5. 従業員の状況

平成 15 年度当初における役職員の定数は、役員 5 人、職員 81 人、計 86 人であり、定数外の非常勤理事が 1 人となっています。

なお、平成 15 年 7 月 31 日現在における役職員の実員数は、役員 5 人(他に非常勤理事 1 人)、職員 81 人、計 86 人(1 人)であり、職員 81 人のうち、64 人が総務省から、3 人が財務省から、1 人が国土交通省からの出向者です。

	平成 14 年度当初定数	平成 15 年度当初定数	平成 15 年 7 月 31 日現在の 実員数
役員	5 人(1 人)	5 人(1 人)	5 人(1 人)
職員	82 人	81 人	81 人
計	87 人(1 人)	86 人(1 人)	86 人(1 人)

(注)(1 人)は、非常勤理事で定数外であり、外書きとしています。

第 2 事業の状況

1. 業績等の概要

公庫は地方債計画等に基づき、地方公共団体、地方道路公社及び土地開発公社のみに資金を供給しています。

(イ) 地方債計画の状況

平成 10 年度以降の地方債計画の状況は以下のとおりです。

地方債計画の推移

(単位：億円)

年度 (平成)	地方債 計画総額	内 訳			対前年度比 (%)			構 成 比 (%)			
		政府資金	公庫資金	民間資金	総 額	政 府	公 庫	民 間	政 府	公 庫	民 間
10	220,113	102,500	22,860	94,753	18.6	19.2	3.0	22.5	46.6	10.4	43.0
11	187,930	87,400	20,466	80,064	14.6	14.7	10.5	15.5	46.5	10.9	42.6
12	173,197	81,800	20,650	70,747	7.8	6.4	0.9	11.6	47.2	11.9	40.9
13	179,507	81,100	19,600	78,807	3.6	0.9	5.1	11.4	45.2	10.9	43.9
14	179,337	76,000	19,000	84,337	0.1	6.3	3.1	7.0	42.3	10.6	47.0
15 (当初)	184,845	76,900	17,800	90,145	3.1	1.2	6.3	6.9	41.6	9.6	48.8

(注) 地方債計画総額は、平成 10 年度から平成 14 年度までは最終計画分であり、平成 15 年度は当初計画分です。

(ロ) 貸付の状況

(a) 一般貸付及び公社貸付

平成 14 年度は貸付計画額 1 兆 9,529 億円に対し、貸付実績額は 1 兆 7,330 億円となり、計画額と比べて 2,199 億円の減となりました。この計画と実績の差は、地方公共団体からの借入申込が出納整理期間や事業繰越によって年度を超えたことなどによって生じたものです。

また、平成 14 年度貸付実績額のうち 94.4% (1 兆 6,358 億円) が特別利率 (臨時特別利率を含む) による貸付です。

貸付総額 1 兆 7,329 億 62 百万円を貸付団体別にみますと、市 (市が設立した公社を含む。以下各団体について同じ。) が 1 兆 339 億 60 百万円 (4,997 件) で最も多く、全体の約 6 割を占めています。次いで、都道府県が約 2 割の 3,368 億 38 百万円 (774 件)、残り 3,621 億 64 百万円 (8,177 件) が町村及び企業団・組合等となっています。

平成 14 年度事業別貸付状況

	政令規定事業名	事業名	貸付計画額	貸付額	対前年度比	構成比	貸付件数
			百万円	百万円	%	%	件
公 営 企 業 債	水道	上水道	283,400	216,817	10.5	12.5	2,067
		簡易水道	25,500	19,879	237.0	1.1	709
	工業用水道	工業用水道	19,500	14,403	18.1	0.8	100
	交通	交通	136,800	148,899	0.3	8.6	105
	電気	電気	14,500	2,950	29.6	0.2	27
	ガス	ガス		4,198	51.2	0.2	32
	港湾整備	港湾整備	14,600	14,130	26.8	0.8	78
	病院	病院	134,400	120,554	28.2	7.0	419
	介護サービス	介護サービス	8,000	3,730	4,621.5	0.2	71
	市場	市場	7,600	9,460	6.0	0.5	33
	と畜場	と畜場	1,900	3,897	433.8	0.2	17
	観光施設	観光施設	4,500	1,261	51.4	0.1	14
	有料道路	有料道路	6,200	-	-	-	-
駐車場	駐車場		5,362	32.5	0.3	14	
地域開発(注1)	地域開発	14,800	11,798	26.6	0.7	20	
下水道	下水道	691,500	618,631	2.8	36.0	7,133	
		(小計)	1,363,200	1,195,969	1.6	69.0	10,839
一 般 会 計 債	公営住宅	公営住宅	52,900	48,760	18.1	2.8	291
	臨時地方道整備	臨時地方道整備	416,000	379,278	9.2	21.9	1,803
	臨時河川等整備	臨時河川等整備	22,600	17,461	30.0	1.0	147
	臨時高等学校整備	臨時高等学校整備	8,200	5,916	30.9	0.3	16
		(小計)	499,700	451,415	11.6	26.0	2,257
		借換債(注2)	70,000	70,000	16.7	4.0	828
地方 道路 公社		有料道路		15,578	26.6	0.9	24
土地 開発 公社		港湾整備(埋立) 地域開発	20,000	-	-	-	-
総計			1,952,900	1,732,962	4.1	100	13,948

- (注)1. 地域開発のためにする土地の造成事業のうち、臨海工業用地その他の臨海部における土地の造成事業、内陸工業用地、流通業務団地、事務所、店舗等の用に供する一団の土地及び住宅用地(これらと関連を有する施設の用地を含む。)の造成事業その他土地区画整理事業として行われる宅地造成事業。
2. 借換債については、上記事業のうち、上水道事業、工業用水道事業、交通事業、下水道事業が該当します。
3. 印は、特別利率(臨時特別利率を含む)適用事業です。
4. 四捨五入により計が一致しないことがあります。

団体別貸付実績

区 分	平成 13 年 度			平成 14 年 度		
	件 数	金 額	構 成 比	件 数	金 額	構 成 比
	件	百万円	%	件	百万円	%
都 道 府 県	799	311,179	17.2	774	336,838	19.4
市	5,384	1,124,597	62.2	4,997	1,033,960	59.7
町 村	8,745	312,946	17.3	7,794	294,823	17.0
企業団・組合等	391	58,155	3.2	383	67,341	3.9
計	15,319	1,806,876	100.0	13,948	1,732,962	100.0

- (注) 1. 公社貸付を含み、設立団体により区分して計上しています。
2. 四捨五入により計が一致しないことがあります。

(b) 受託貸付

農林漁業金融公庫から委託を受けて行っている公有林整備事業及び草地開発事業に対する貸付状況は、総額で289億96百万円で前年度に比べて31.3%の増となっています。

この内訳は、公有林整備事業が278億89百万円(対前年度比36.1%増)、草地開発事業が11億7百万円(対前年度比30.7%減)となっています。

平成 14 年度公有林整備事業等団体別貸付状況

区 分	公有林整備事業		草 地 開 発 事 業		計		
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	構 成 比
	件	百万円	件	百万円	件	百万円	%
都 道 府 県	169	10,268	2	74	171	10,342	35.7
市	301	4,838	10	434	311	5,271	18.2
町 村	960	12,446	31	552	991	12,998	44.8
組 合 等	67	337	2	48	69	385	1.3
計	1,497	27,889	45	1,107	1,542	28,996	100.0

- (注) 1. 公有林整備事業には、施業転換資金を含みます。
2. 四捨五入により計が一致しないことがあります。

(ハ) 元利金回収の状況

貸付金及び利息の回収は、原則として半年賦元利均等償還(ただし、交通事業のうち地下鉄特例債は半年賦元金均等償還、地域開発事業及び土地開発公社のうち臨海土地・内陸工業用地等造成事業は満期一括償還)の方法により行われています。償還日は原則として毎年度9月20日及び3月20日です。

平成14年度における一般長期貸付及び公社貸付に係る回収金に関しては、定期分として元金1兆1,666億76百万円、利息9,075億73百万円、許可前貸付分として利息5百万円をそれぞれ回収しました。また、これらのほかに元金893億52百万円及び利息18億55百万円の繰上償還がありました。

平成 14 年度貸付金回収状況

区 分	元 金		利 息	
	件 数	金 額	件 数	金 額
	件	百万円	件	百万円
長 期 貸 付 定 期 償 還	274,243	1,166,676	411,446	907,573
長 期 貸 付 繰 上 償 還	1,103	89,352	829	1,855
許 可 前 貸 付	-	-	12	5
短 期 貸 付 償 還	-	375	-	-

平成 14 年度における受託貸付に係る回収金は、公有林整備事業で元金 348 億 65 百万円、利息 139 億 14 百万円(うち繰上償還分元金 221 億 17 百万円、利息 4 億 47 百万円)を、草地開発事業で元金 20 億 59 百万円、利息 14 億 64 百万円(うち繰上償還分元金 2 百万円、利息 0 百万円)となっています。

(二) 貸付金残高の状況

平成 14 年度末の貸付金残高は 205,317 件、24 兆 5,240 億 82 百万円(うち公社貸付は 809 件、2,371 億 68 百万円)となっています。

貸付残高が多い事業としては、下水道事業が 9 兆 3,486 億 60 百万円、臨時地方道整備事業が 5 兆 3,544 億 78 百万円、上水道事業が 5 兆 1,281 億 92 百万円、交通事業が 1 兆 5,336 億 51 百万円、公営住宅事業が 9,106 億 24 百万円となっており、これらの 5 事業で全体の 90.8%を占めています。

平成14年度事業別長期貸付残高

政令規定事業名	事業名	件数	金額	構成比
		件	百万円	%
水道	水道	49,477	5,128,192	20.9
	簡易水道	905	29,225	0.1
工業用水道	工業用水道	3,042	410,549	1.7
交通	交通	970	1,533,651	6.3
電気	電気	1,068	126,306	0.6
ガス	ガス	490	93,596	0.4
港湾整備	港湾整備	1,161	124,635	0.5
病院	病院	782	227,340	1.0
介護サービス	介護サービス	74	3,809	0.0
市場	市場	488	130,979	0.6
と畜場	と畜場	23	5,286	0.0
観光施設	観光施設	148	30,280	0.1
有料道路	有料道路	9	2,150	0.0
駐車場	駐車場	591	163,362	0.7
地域開発(注1)	臨海	148	119,948	0.5
	内陸	82	35,715	0.1
	流通	4	279	0.0
	土地区画	10	5,098	0.0
	住宅用地	2	155	0.0
公共下水道及び流域下水道	下水道	100,509	9,348,660	38.1
市街地再開発	市街地	7	2,847	0.0
公営住宅	公営住宅	5,897	910,624	3.7
産業廃棄物処理	産業廃棄物	3	98	0.0
臨時地方道整備	臨時地方道整備	32,925	5,354,478	21.8
臨時河川等整備	臨時河川等整備	4,967	377,815	1.5
臨時高等学校整備	臨時高等学校整備	726	121,838	0.5
	〔公〕道	806	236,668	1.0
	〔社〕土地	3	500	0.0
	計	205,317	24,524,082	100.0

- (注)1. 地域開発のためにする土地の造成事業のうち、臨海工業用地その他の臨海部における土地の造成事業、内陸工業用地、流通業務団地、事務所、店舗等の用に供する一団の土地及び住宅用地(これらと関連を有する施設の用地を含む。)の造成事業その他土地区画整理事業として行われる宅地造成事業。
2. 四捨五入により計が一致しないことがあります。

また、受託貸付の残高は、公有林整備事業が 31,443 件、3,889 億 73 百万円、草地開発事業が 2,580 件、352 億 47 百万円の合わせて 34,023 件、4,242 億 20 百万円となっています。

平成 14 年度末の都道府県別貸付残高については以下のとおりです。

(単位：件、百万円)

都道府県	都道府県		市		町村		企業団等		道路公社		土地開発公社		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
北海道	271	186,555	4,646	1,002,423	7,647	267,840	268	29,263		0		0	12,832	1,486,081
青森	214	68,600	1,132	201,326	1,762	53,437	158	20,284	11	1,045		0	3,277	344,692
岩手	223	87,533	1,904	200,964	1,341	54,667	75	12,899		0		0	3,543	356,062
宮城	413	207,245	1,824	397,296	3,745	117,832	201	22,515	24	6,070		0	6,207	750,958
秋田	283	64,786	1,349	131,860	3,516	71,319	34	2,674		0		0	5,182	270,638
山形	327	109,014	1,821	209,579	2,023	51,453	102	3,124	11	309		0	4,284	373,479
福島	321	70,298	1,471	249,074	3,434	104,119	181	30,979	3	553		0	5,410	455,023
茨城	546	212,273	2,599	242,655	3,291	112,297	228	27,134	19	1,926		0	6,683	596,285
栃木	241	82,325	1,707	210,697	1,959	61,145	58	7,562	23	3,057		0	3,988	364,786
群馬	287	91,843	1,538	165,623	2,892	73,816	77	10,351		0		0	4,794	341,634
埼玉	301	281,772	4,077	487,164	2,217	67,796	216	22,909	21	5,067		0	6,832	864,707
千葉	527	222,839	3,379	435,266	1,433	40,479	545	99,605	22	3,942		0	5,906	802,130
東京	156	237,073	2,037	268,525	182	5,463	5	589	18	4,534		0	2,398	516,183
神奈川	248	193,976	2,408	1,220,590	778	31,255	108	225,342	15	4,345		0	3,557	1,675,508
新潟	270	78,108	2,849	336,462	4,817	137,562	300	33,400		0		0	8,236	585,532
富山	348	94,005	1,451	162,144	1,775	63,062	101	11,828	23	2,680		0	3,698	333,719
石川	199	78,185	1,178	206,053	2,070	79,660	43	3,440	10	2,994		0	3,500	370,333
福井	273	51,969	1,015	89,358	1,580	45,194	49	1,399	4	171		0	2,921	188,091
山梨	145	62,974	810	74,596	2,858	72,951	103	5,291	13	2,243		0	3,929	218,056
長野	299	119,344	2,446	305,651	4,394	160,741	246	28,033	36	7,792		0	7,421	621,561
岐阜	184	64,502	1,616	185,389	2,762	86,370	7	1,332	14	1,297		0	4,583	338,890
静岡	360	131,644	2,290	389,358	2,121	67,650	60	27,548	27	3,474		0	4,858	619,675
愛知	475	240,543	3,285	804,726	1,447	38,874	165	16,236	60	37,451		0	5,432	1,137,829
三重	458	117,312	1,610	188,434	2,261	53,363	26	2,258	8	517		0	4,363	361,884
滋賀	263	91,271	1,451	184,178	2,717	61,495	67	4,826	24	3,595		0	4,522	345,364
京都	203	78,585	1,803	527,418	1,408	36,111	42	5,224	16	3,695		0	3,472	651,033
大阪	442	239,481	4,460	1,328,833	609	21,390	83	4,751	100	49,499		0	5,694	1,643,955
兵庫	385	236,230	3,980	847,576	4,442	171,168	275	83,393	130	32,711		0	9,212	1,371,079
奈良	275	134,332	1,479	126,695	1,795	42,073	1	82	13	12,208		0	3,563	315,391
和歌山	199	40,934	837	95,503	1,123	42,715	3	1,090	11	103		0	2,173	180,346
鳥取	198	37,809	612	84,721	1,950	56,318	17	409		0		0	2,777	179,258
島根	248	63,722	1,023	137,137	1,172	53,679	111	3,576		0		0	2,554	258,115
岡山	334	170,904	1,462	356,493	2,823	97,306	148	36,424	5	452		0	4,772	661,579
広島	425	132,966	2,192	625,639	2,496	83,683	42	2,209	12	5,312	3	500	5,170	850,309
山口	519	120,252	2,293	197,742	1,714	43,262	199	22,586	4	865		0	4,729	384,708
徳島	186	41,866	377	51,338	1,171	37,203	2	151		0		0	1,736	130,558
香川	234	55,699	1,169	89,183	1,573	40,824	6	157		0		0	2,982	185,864
愛媛	166	51,698	1,268	179,769	1,107	28,481	204	21,230		0		0	2,745	281,178
高知	157	42,188	735	98,640	745	28,874	2	1,724	7	844		0	1,646	172,270
福岡	160	80,805	3,046	999,436	1,903	71,493	273	40,274	38	23,879		0	5,420	1,215,887
佐賀	40	21,016	816	92,668	930	38,735	140	25,379	15	1,911		0	1,941	179,709
長崎	169	35,376	1,071	178,111	1,437	43,194	9	2,239	29	4,477		0	2,715	263,397
熊本	225	56,907	1,179	221,019	2,346	72,233	105	5,895	11	595		0	3,866	356,650
大分	151	55,933	1,109	134,274	802	20,988	3	320	19	4,288		0	2,084	215,803
宮崎	220	59,059	1,107	145,841	1,226	44,839	2	47		0		0	2,555	249,787
鹿児島	182	79,190	1,135	150,558	1,604	57,831	57	3,654	10	2,766		0	2,988	293,999
沖縄	221	90,447	938	52,757	947	17,201	61	3,701		0		0	2,167	164,106
合計	12,971	5,171,385	85,984	15,070,746	100,345	3,129,446	5,208	915,337	806	236,668	3	500	205,317	24,524,082

(注)1. 東京の「市」欄には特別区に対する貸付(166件、42,734百万円)を含みます。

2. 四捨五入により計が一致しないことがあります。

(受託貸付)

(単位:件 百万円)

都道府県	造 林						施 業 転 換						牧 野						総 合 計		
	都道府県分		市町村分		小 計		都道府県分		市町村分		小 計		都道府県分		市町村分		小 計		件数	金額	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額			
北海道	106	56,988	3,815	19,904	3,921	76,892	30	8,681	220	1,663	250	10,344	0		1,345	16,694	1,345	16,694	5,516	103,930	
青 森	44	3,346	736	3,259	780	6,605	0		0	0	0	0		297	5,618	297	5,618	1,077	12,223		
岩 手	88	49,187	1,431	6,001	1,519	55,188	14	731	35	2,152	49	2,883	0		181	2,503	181	2,503	1,749	60,574	
宮 城	89	4,128	932	3,548	1,021	7,676	0		0	0	0	0		22	155	22	155	1,043	7,831		
秋 田	31	958	1,787	9,552	1,818	10,510	0		38	2,133	38	2,133	0		96	811	96	811	1,952	13,454	
山 形	19	1,164	443	2,014	462	3,178	0		3	280	3	280	0		84	762	84	762	549	4,220	
福 島	30	6,992	485	1,552	515	8,544	0		30	409	30	409	0		13	92	13	92	558	9,044	
茨 城	0		31	38	31	38	0		0	0	0	0		8	98	8	98	39	136		
栃 木	30	3,417	27	44	57	3,461	0		0	0	0	0		27	131	27	131	84	3,592		
群 馬	19	374	197	380	216	755	0		0	0	0	0		19	100	19	100	235	854		
埼 玉	44	7,550	71	267	115	7,817	0		0	0	0	0		0		0		115	7,817		
千 葉	26	2,829	0		26	2,829	0		0	0	0	0		2	2	2	2	28	2,830		
東 京	0		20	45	20	45	0		0	0	0	0		2	2	2	2	22	47		
神奈川	42	4,560	0		42	4,560	0		0	0	0	0		0		0		42	4,560		
新 潟	37	1,669	347	1,645	384	3,314	0		3	116	3	116	0		16	172	16	172	403	3,602	
富 山	42	2,205	66	195	108	2,399	0		0	0	0	0		32	577	32	577	140	2,977		
石 川	59	5,553	275	6,745	334	12,298	16	2,523	0		16	2,523	0		0		0		350	14,821	
福 井	73	1,207	472	4,058	545	5,266	0		0	0	0	0		0		0		545	5,266		
山 梨	27	3,661	87	220	114	3,881	22	2,264	23	155	45	2,419	0		1	25	1	25	160	6,325	
長 野	88	2,066	1,380	6,826	1,468	8,892	7	1,070	32	1,393	39	2,463	0		67	205	67	205	1,574	11,559	
岐 阜	65	1,191	694	2,131	759	3,322	0		128	1,378	128	1,378	0		55	1,217	55	1,217	942	5,918	
静 岡	50	1,628	214	927	264	2,554	0		16	88	16	88	0		0		0		280	2,642	
愛 知	0		0		0		0		0	0	0	0		0		0		0		0	
三 重	44	1,107	330	1,143	374	2,250	0		50	259	50	259	0		0		0		424	2,509	
滋 賀	47	3,889	22	28	69	3,917	0		56	504	56	504	0		0		0		125	4,421	
京 都	49	852	300	918	349	1,769	18	400	130	2,421	148	2,821	1	41	1	29	2	70	499	4,680	
大 阪	68	2,146	1		69	2,146	0		0	0	0	0		0		0		69	2,146		
兵 庫	0		852	4,738	852	4,738	0		0	0	0	0		0		0		852	4,738		
奈 良	49	4,178	98	168	147	4,346	29	903	10	474	39	1,377	5	1,510	0		5	1,510	191	7,233	
和歌山	36	1,235	366	883	402	2,118	0		36	236	36	236	0		0		0		438	2,354	
鳥 取	74	1,555	348	1,828	422	3,384	20	280	5	645	25	925	0		23	285	23	285	470	4,594	
島 根	0		1,680	9,537	1,680	9,537	0		14	631	14	631	0		69	766	69	766	1,763	10,933	
岡 山	62	1,715	707	2,875	769	4,590	4	574	39	750	43	1,324	0		58	402	58	402	870	6,316	
広 島	43	1,971	1,059	4,981	1,102	6,953	5	331	43	432	48	763	0		1	50	1	50	1,151	7,766	
山 口	8	44	1,345	6,906	1,353	6,950	0		46	329	46	329	0		25	274	25	274	1,424	7,553	
徳 島	46	1,550	321	487	367	2,037	0		8	242	8	242	0		4	12	4	12	379	2,292	
香 川	41	1,486	83	165	124	1,651	0		3	72	3	72	0		0		0		127	1,723	
愛 媛	31	357	478	1,246	509	1,604	30	1,295	48	181	78	1,476	0		0		0		587	3,080	
高 知	84	2,992	657	2,212	741	5,204	0		25	524	25	524	0		8	166	8	166	774	5,895	
福 岡	47	3,445	206	4,566	253	8,011	0		0	0	0	0		15	961	15	961	268	8,972		
佐 賀	33	750	184	511	217	1,261	0		0	0	0	0		3	5	3	5	220	1,265		
長 崎	52	2,921	828	3,367	880	6,288	0		16	613	16	613	0		20	643	20	643	916	7,544	
熊 本	46	5,978	1,110	5,937	1,156	11,915	0		34	360	34	360	4	98	13	81	17	179	1,207	12,453	
大 分	44	3,196	483	1,858	527	5,054	0		15	56	15	56	0		0		0		542	5,110	
宮 崎	64	1,980	1,027	8,650	1,091	10,630	6	1,278	8	813	14	2,091	0		23	146	23	146	1,128	12,857	
鹿 島	52	4,345	2,065	8,448	2,117	12,793	0		39	166	39	166	0		40	615	40	615	2,196	13,574	
沖 縄	0		0		0		0		0	0	0	0		0		0		0		0	
合 計	2,029	208,365	28,060	140,804	30,089	349,170	201	20,330	1,153	19,474	1,354	39,803	10	1,649	2,570	33,599	2,580	35,248	34,023	424,220	

(注)四捨五入により計が一致しないことがあります。

(ホ) 資金調達状況

平成 14 年度貸付額(許可前貸付を含む)1 兆 7,329 億 62 百万円は、公営企業債券の発行に伴う収入等により賄いました。

平成 14 年度における公営企業債券の発行総額は、1 兆 6,383 億 90 百万円(前年度 2 兆 1,507 億 60 百万円)であり、その内訳は政府保証国内債 1 兆 1,083 億 90 百万円、政府保証外債 700 億円、財投機関債 2,200 億円及び縁故債 2,400 億円となっています。

なお、平成 14 年度に公庫が発行した政府保証国内債(10 年債)1 兆 1,083 億 90 百万円は、平成 14 年度政府保証国内債(10 年債)発行総額 1 兆 7,456 億 10 百万円の 63.5%を占め、平成 14 年度も政府保証債(10 年債)の中で最も大きな割合を占めています。

政府保証外債は、資金調達手段の多様化と資金調達コストの軽減を図る観点から、昭和 58 年度から発行しているもので、平成 14 年度はグローバル・円債を 700 億円発行しました。

財投機関債は、財政投融资改革の趣旨を踏まえ、資金調達手段の多様化を図る観点から、平成 13 年度から発行しているもので、平成 14 年度には 2,200 億円発行しました。

縁故債は、安定的な資金の確保を図る観点から発行しているもので、平成 2 年度から地方公務員共済組合連合会が全額引き受けており、平成 14 年度は 2,400 億円発行しました。

公営企業債の平成 14 年度末発行残高は、22 兆 8,059 億 42 百万円(前年度末残高 22 兆 8,759 億 16 百万円)となっています。

(ハ) 公営競技納付金の概況

平成 14 年度における納付団体数は 213 団体で、公営競技の開催権を有する団体(316 団体)の 67%であり、その納付金額は、314 億 3,957 万円となりましたが、地方財政法施行令(昭和 23 年政令第 267 号。以下「地方財政法施行令」といいます。)に基づく施行団体からの申請による還付額を差し引いた後の納付金額は、149 億 1,994 万円と前年度の 123 億 3,958 万円に比べ 25 億 8,036 万円 の増加(20.9%増)となっています。

(参考)公営企業金融公庫業績評価(平成14年度)

公庫の業績評価は、「業績評価基準について」(平成11年12月9日付 自治企 - 第98号 自治省財政局長通知)に従い、公庫経営の活性化、効率化に資する視点から、業務の達成度、効率性、健全性等に関する評価を平成11年度から行っているものであり、ディスクロージャーの一層の充実を図るため、その評価結果を業務報告書において公表しています。

区分	評価項目	評価事項	単位	評価		
1達成度	貸付の状況	長期貸付実績	百万円	1,732,962	%	<ul style="list-style-type: none"> ・長期貸付額と長期貸付実績の差は、地方公共団体からの借入申込みの増減や借入期間や事業業種によって年度を越えたことなどによって生じたものである。 ・年度内の借入申込みに対してはすべて年度内に貸付を行った。
		長期貸付債	百万円	1,952,900	88.7	
		長期貸付件数実績	件	13,948	%	
		長期貸付申込件数実績	件	13,948	100.0	
		当年度の地方公営企業に係る国の主要施策に対する公庫の対応状況				
資金調達の状況	債券発行状況	国内債券発行実績	億円	15,684		<ul style="list-style-type: none"> ・政府保証国内債は、1兆1,084億円を発行し、政府保証国内債(10年債)全体の63.5%を占め、引き続き市場での評価も良好で、円高で消化された。また、非政府保証公募債(財投債)は、2,200億円を発行し、順調に消化された。繰上償還債は、2,400億円を発行し、全額地方公務員共済組合連合会 国により安定した資金調達を行った。
		うち政府保証国内債		11,084		
		非政府保証公募債(財投債)		2,200		
		繰上償還債		2,400		
		外債発行実績	億円	700		
外債の発行による調達コスト低減 (算出方法: 発行円債額 × 外債(tp) × 償還年限)	百万円	311		<ul style="list-style-type: none"> ・適切な市場での発行を行うことにより、政府保証国内債による資金調達を比べてより低廉なコストでの調達を実現した。 		
2効率性	業務遂行状況	長期貸付実績	百万円	1,732,962	21,134	<ul style="list-style-type: none"> ・20年前(昭和68年度)の数値と比較すると、貸付額は1.4倍の伸び、貸付高は3.1倍の伸び、及び貸付件数は2.4倍の伸びである一方、職員数は一名減の82名となっており、最小限の組織で効率的な運営を行っている。
		職員数(定員)	人	82	170	
		長期貸付件数	件	13,948	82	
		職員数(定員)	人	82	299,074	
		長期貸付残高	百万円	24,524,092	82	
職員数(定員)	人	82	2,504			
3健全性	繰上償還の状況	当年度の繰上償還の状況(当座繰上償還)	円	0		<ul style="list-style-type: none"> ・収益繰上償還461億円を計上し、引当繰上償還及び繰上償還に係る償還の費用繰上償還は6,240億円であり、財務大臣が別に定めるところにより、債券発行差額の償還と利益繰上償還及び債券借付費繰上償還の繰上償還に充てたため、繰上償還差額は生じなかった。
		繰上償還の償還状況	億円	106		<ul style="list-style-type: none"> ・公庫の国庫債付金に関する政令第41条第4項の規程に基づき、財務大臣が別に定めるところにより、債券発行差額等を償還した。
		事務経費率の状況	事務経費(業務委託費を含む)	百万円	1,726	%
	長期貸付平均残高	百万円	24,504,721	0.00704		

2. 対処すべき課題

(イ) 地方公共団体に対する長期低利の良質な資金の提供

公庫は、特別法である公営公庫法に基づく公法上の法人(政府関係機関)であり、財政投融資計画及び地方債計画等に基づき、市場から政府保証債等を発行すること等により資金調達を行い、地方公共団体に長期低利の資金を供給し、公共料金の抑制や地方財政の負担の軽減を図るといふ国として果たすべき役割の一翼を

担っています。今後ともこの役割を適切に果たすことができるよう、国と十分連携を図りつつ、貸付資金枠の確保、適正な特別利率の設定、必要な政府保証の確保等に積極的に取り組んでまいります。

(四) 経営基盤の安定強化

公庫は、以下の(a)及び(b)に記載する金利変動リスクをはじめとする経営上の諸リスクに適切に対応するため、平成13年度より各部課長で構成するリスクマネジメント会議を設置し、各種リスクの適切な把握と対応策等の検討を行っています。さらに重要な案件については役員等で構成される幹部会議において審議するものとしています。また、ALMモデルについても分析手法の精緻化を推進しています。公庫におきましては、これらの体制のもと、各種リスクに対し以下のとおり対応しています。

(a) 信用リスク管理

公庫の貸付対象は、地方公共団体等であるため、公庫が有する貸付債権について、これまでに支払の遅滞、貸倒等の債務不履行は1件も発生していません。

地方債の償還については、

地方債の許可に当たっては、当該地方公共団体の元利償還能力の十分なチェックがなされていること
普通会計債の元利償還金や公営企業繰出金については地方財政計画、地方交付税の算定を通じて所要の財源措置がなされる仕組みとなっていること

国が、公債費負担が一定限度を超えた地方公共団体に対する起債制限制度や、赤字が一定限度を超えた地方公共団体に対する財政再建制度を設けていること

地方公共団体は課税権を有していること

地方公共団体は合併等により他の地方公共団体に債権債務が承継される場合以外には、消滅又は解散することはないこと

等から、公庫としては、地方債の債務不履行の可能性は極めて小さいものと考えています。かかる結論については、平成18年度から許可制度が協議制度に移行した場合も、変更がないものと考えています。

(b) 市場リスク管理

金利変動リスク

公庫は、地方公共団体の公営企業等に対し、最長28年、平均でも25年の固定金利で貸付を行っています(平成13年度からは10年ごとに適用利率を見直す「利率見直し方式」との選択制を導入)が、一方で貸付の原資はその大部分を期間10年の政府保証債を中心とする債券発行で賄っています。したがって貸付金が全額返還されるまでの間に、通常2回の借換が必要となるため、借換に伴う金利変動リスクを負っていることとなります。

このような貸付と資金調達の間隔のギャップに伴う金利変動リスクについて、公庫は、以下のように対応することとしています。

貸付と資金調達の間隔のギャップに伴う金利変動リスクに的確に備えるため、平成元年度に債券借換損失引当金を創設しましたが、その残高は平成14年度末には1兆7,273億円に達しており、今後とも所要額の積み立てに努力してまいります。

特別利率等による利下げ幅を検討するに当たっては、複数の金利シナリオをもとに経営の将来見通

しを分析し、今後相当急激な金利上昇があっても経営に支障が生じることがないことを検証したうえで、決定しています。

さらに平成 13 年度より、従来の固定金利方式に加え、10 年ごとに適用利率を見直す「利率見直し方式」を設け選択制としました。

今後は、経営基盤のより一層の充実強化を図るため、償還期間が 10 年を超える超長期債の継続的な発行や金利変動リスクのヘッジの手法の検討などにも取り組んでまいります。

なお、平成13年度において、債券発行による資金調達から実際に貸し付けるまでの期間の金利変動リスクをヘッジする目的で、金利スワップ等取引を実施しました。

また、公庫はトレーディング業務は行っておりませんので、これに伴う金利リスクはありません。

流動性リスク

公庫は、政府保証債、縁故債を中心とする安定した資金調達を行っている一方で、地方公共団体に対する融資についてはその時期がおおむね見られていることに加え、四半期ごとに資金計画を立て主務大臣の認可を受けていますので、流動性リスクは極めて小さい構造となっています。さらに、不測の事態の資金繰りにも万全を期すため、複数の金融機関に当座貸越枠を設定するとともに、手持ち資金の運用も、流動性を勘案し短期で運用しています。

為替リスク

公庫は外貨建債券を発行していますが、これについては調達額全額を通貨スワップ又は長期先物為替予約により、為替リスクのヘッジを行っています。なお、通貨スワップに伴うカウンターパーティリスクについては、相手方の信用力を常に把握するとともに、複数の金融機関に取引を分散させることにより管理しています。

(八) 効率的な経営の徹底

公庫においては、貸付残高はこの 20 年間で約 4 倍になったものの、職員定数については平成 14 年度に前年度比 1 人減の 82 人となるまで、昭和 54 年度以来 83 人を維持してまいりました（平成 15 年度職員定数は 81 人）。今後とも業務の合理化、効率化をさらに徹底し、最小の費用・人員で最大の効果をあげるべく努力してまいります。また、国における電子政府の取り組みに歩調を合わせ、地方公共団体等との間の事務手続きの電子化にも積極的に取り組んでまいります。

さらに、より低利の良質な資金を地方公共団体に供給できるよう資金調達コストの低減に努めてまいります。このため、資金調達に当たってのマーケットとの対話の重視、外債による有利な発行市場の活用等、低利で安定した資金調達の確保を図るとともに、資金滞留コストの削減にも努めてまいります。特に、公庫の貸付けは 3 月から 5 月に集中する一方で資金調達については債券発行の平準化が要求されるため、資金の滞留が発生するという問題につきましては、資金滞留コストをできるだけ小さくするため、平準化発行にも配慮しつつ、債券の発行時期の調整や短期借入の弾力的活用等に取り組んでまいりる考えです。

(二) 開かれた透明な経営の実施

公庫は、法令に従い、財務諸表、附属明細書、業務報告書等を作成し、一般の閲覧に供するとともに、業務内容等について広く国民に知っていただくため、パンフレットを作成しているほか、インターネット上の

ホームページの充実も行っています。加えて、平成 13 年度からは、説明責任の確保と透明性の向上の観点から、民間企業として活動を行っていると仮定した場合の財務書類である行政コスト計算財務書類を作成し、ホームページに掲載するなどにより公表しています。

さらに、一層市場に目を向けたディスクロージャーの充実強化を行うべく、投資家向けパンフレットの作成や投資家向け説明会の開催などにも取り組んでまいります。

なお、平成 13 年 12 月 5 日に公布された独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）が、平成 14 年 10 月 1 日から施行され、公庫の保有する文書は原則公開対象となりました。

(ホ) 政策金融改革について

平成 13 年 12 月 19 日に閣議決定された「特殊法人等整理合理化計画」を受けて、経済財政諮問会議において検討されてきた政策金融のあり方については、平成 14 年 12 月 13 日の同会議において「政策金融改革について」が決定されました。政府は、この結論を踏まえ、経済情勢を見極めつつ、さらに検討を進めるとともに、民間人も含め改革に意欲のある人材の登用など適材適所の経営責任者任用、特殊法人等整理合理化計画の着実な実行等を講じることとする閣議決定を同年 12 月 17 日に行いました。

いずれにいたしましても、公庫といたしましては、長期低利の良質な資金を地方公営企業等に供給することにより、上下水道等の重要かつ基礎的な社会資本の整備や公共料金の抑制、地方財政の負担の軽減に寄与するという重要な役割に支障が生じないよう適切に対応してまいります。

なお、特殊法人等改革、政策金融改革に関する詳細に関しましては、本発行者情報概要書 17 ページ以降をご参照ください。

3. 経営上の重要な契約等

公庫の事業に重要な影響を与える契約等はありません。

4. 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 設備の状況

1. 設備投資等の概要

平成14年度において取得した設備は以下のとおりです。

(単位：百万円)

対象	所在地	内容	取得額
事務所・舎宅等	東京都千代田区他	什器等	31

また、平成14年度において除却した設備は以下のとおりです。

(単位：百万円)

対象	所在地	内容	取得額
事務所・舎宅等	東京都世田谷区玉川他	建物等	137

2. 主要な設備の状況

平成14年度末における設備の状況は以下のとおりです。

(単位：百万円)

内容	所在地	土地		建物	動産	合計
		面積	帳簿価格	帳簿価格	帳簿価格	帳簿価格
事務所・舎宅等	東京都千代田区他	11,009 m ²	1,362	799	534	2,696

(注)動産には、機械器具備品、造作、敷金を含みます。

3. 設備の新設、除却等の計画

平成15年度の主要な設備等への支出計画は以下のとおりです。

(単位：百万円)

対象	所在地	内容	取得額
事務所・舎宅等	東京都千代田区他	改修等	8

(注)平成15年度予算で計上しているものです。

なお、平成16年度の主要な設備等への支出計画は未定です。

第4 発行者の状況

1. 資本金の推移

公庫が設立された昭和32年度以降の各年における政府の出資額の推移は以下のとおりです。

(単位：百万円)

年 度	出 資 額	出 資 金 の 受 入 内 容
昭和32	500	貸付金の原資
" 33	500	出資金の運用益による間接費の賄い
" 34	500	同上
" 35	300	貸付金の原資
" 36	300	同上
" 37	300	同上
" 38	-	
" 39	100	公庫の経営健全化
" 40	100	同上
" 41	200	貸付利率(特利)の引下げ
" 42	300	公庫の経営健全化
" 43	200	同上
" 44	200	同上
" 45	200	同上
" 46	200	同上
" 47	200	同上
" 48	200	公庫の業務運営の健全化
" 49	500	経営基盤強化(構造的な資金運用口スの補てん)
" 50	300	同上
" 51	500	同上
" 52	1,000	出資金の運用益による間接費の賄い
" 53	1,000	同上
" 54	800	同上
" 55	700	同上
" 56	700	同上
" 57	700	経営基盤強化(構造的な資金運用口スの補てん)
" 58	700	同上
" 59	700	同上
" 60	700	同上
" 61	2,000	同上
" 62	1,000	貸付金の原資 経営基盤強化(構造的な資金運用口スの補てん)
" 63	1,000	同上
平成元～14	-	
累計	16,600	

2. 役員の状況

平成 15 年 7 月 31 日現在の役員の定数は、総裁 1 人、理事 3 人、監事 1 人の計 5 人で、定数外の非常勤理事が 1 人となっています。また、同日現在の実員数は、総裁 1 人、理事 3 人、監事 1 人の計 5 人で、定数外の非常勤理事が 1 人となっており、これらの任期等の状況については、以下のとおりです。

(平成 15 年 7 月 31 日現在)

役職名	氏 名	任 期	主 要 経 歴
総 裁	持 永 堯 民 (昭和 10 年 1 月 9 日生)	平成 11 年 6 月 10 日就任 平成 13 年 6 月 1 日再任 ～平成 17 年 5 月 31 日	昭和 32 年 4 月 自治庁入庁 平成 元年 6 月 自治省財政局長 平成 2 年 7 月 自治事務次官 平成 5 年 6 月 財団法人地方自治情報センター理事長 平成 11 年 6 月 現職就任
理 事	木 村 功 (昭和 26 年 5 月 30 日生)	平成 15 年 2 月 1 日就任 ～平成 17 年 5 月 31 日	昭和 49 年 4 月 自治省入省 平成 11 年 4 月 京都府副知事 平成 13 年 7 月 総務省大臣官房審議官（公営企業・財務担当） 平成 14 年 1 月 総務省大臣官房審議官（財政制度担当） 平成 15 年 2 月 現職就任
理 事	浦 上 道 彦 (昭和 23 年 9 月 28 日生)	平成 14 年 7 月 23 日就任 ～平成 18 年 7 月 22 日	昭和 49 年 4 月 大蔵省入省 平成 8 年 7 月 大蔵省造幣局東京支局長 平成 10 年 1 月 外務省在ドイツ日本国大使館公使 平成 13 年 7 月 財務省関東信越国税不服審判所長 平成 14 年 7 月 現職就任
理 事	和 田 敬 司 (昭和 21 年 10 月 3 日生)	平成 13 年 7 月 1 日就任 平成 13 年 10 月 1 日再任 ～平成 17 年 9 月 30 日	昭和 44 年 7 月 運輸省入省 平成 8 年 6 月 運輸省運輸政策局観光部長 平成 9 年 6 月 運輸省大臣官房総務審議官 平成 11 年 6 月 社団法人日本船主協会理事長 平成 13 年 7 月 現職就任
理 事 (非常勤)	原 克 己 (昭和 16 年 3 月 30 日生)	平成 15 年 4 月 1 日就任 ～平成 18 年 5 月 11 日	昭和 34 年 4 月 横浜市役所入庁 平成 7 年 6 月 横浜市財政局長 平成 10 年 5 月 横浜市交通局長 平成 12 年 4 月 財団法人横浜市建築助成公社理事長 平成 15 年 4 月 現職就任
監 事	橋 本 勲 (昭和 18 年 12 月 7 日生)	平成 15 年 6 月 26 日就任 ～平成 17 年 5 月 31 日	昭和 43 年 4 月 東京都庁入庁 平成 10 年 7 月 東京都交通局総務部長 平成 12 年 8 月 東京都職員共済組合事務局長 平成 13 年 7 月 東京都住宅局長 平成 15 年 6 月 現職就任

第 5 経理の状況

1. 財務諸表

公庫は、公営公庫法第 28 条に基づき、毎事業年度ごとに決算報告書及び財務諸表を作成して監事の意見を付して主務大臣を経由して財務大臣に提出します。財務諸表については財務大臣の承認を受けるとともに、官報に公告し、また、決算報告書及び財務諸表については、付属明細書及び業務報告書とともに事務所に備え置き、一般の閲覧に供しています。その後、毎事業年度の決算報告書及び財務諸表は内閣に送付され、決算報告書については会計検査院の検査を経た上、財務諸表とともに国会に提出されます。本発行者情報概要書においては、平成 13 年度と平成 14 年度の財務諸表に対する監事の意見を記載した書面の写しを各財務諸表の直前に掲げてあります。

公庫の会計処理は公営公庫法、公庫の予算及び決算に関する法律、関連政省令及び告示並びに特殊法人等会計処理基準に基づいて行っており、公庫の財務諸表は、証券取引法第 193 条の 2 に規定される監査証明は受けておりません。

なお、公庫は子会社を有していないため、連結財務諸表は作成しておりません。

財務諸表の詳細については、次ページ以降をご参照ください。

貸借対照表(平成14年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 及 び 資 本 の 部	
科 目	金額(円)	科 目	金額(円)
貸 付 金		債 券	
長 期 貸 付 金	24,047,147,689,937	債 券 発 行 高	22,875,916,112,745
受 託 貸 付 金	432,148,780,630	受 託 貸 付 資 金	432,148,780,630
現 金 預 け 金		未 払 費 用	
預 け 金	1,011,400,323,574	未 払 債 券 利 息	15,930,318,886
有 価 証 券		雑 勘 定	11,168,772,581
国 債	204,999,660,000	仮 受 金	153,402
未 収 収 益	27,601,164,960	前 受 収 益	11,148,661,335
未 収 貸 付 金 利 息	27,275,329,551	未 払 金	19,957,844
未 収 受 託 手 数 料	12,487,486	基 金	
未 収 受 入 雑 利 息	313,347,923	基本公営企業健全化基金	847,527,797,970
固 定 資 産		特 別 法 上 の 引 当 金	1,526,808,307,562
20 業 務 用 固 定 資 産	2,802,471,273	利 差 補 て ん 引 当 金	45,281,007,815
		債 券 借 換 損 失 引 当 金	1,481,527,299,747
		(負 債 合 計)	25,709,500,090,374
		資 本 金	
		産 業 投 資 出 資 金	16,600,000,000
		(資 本 合 計)	16,600,000,000
資 産 合 計	25,726,100,090,374	負 債 ・ 資 本 合 計	25,726,100,090,374

損益計算書 [平成13年4月1日から
平成14年3月31日まで]

損		失	利		益																		
科	目	金額(円)	科	目	金額(円)																		
経	常	費用	702,326,045,545	経	常	収	益	950,528,496,827															
債	券	利息	679,223,270,476	貸	付	金	利	息	939,036,716,968														
借	入	金	利息	233,584	許	可	前	貸	付	利	息	21,512,819											
事		務	費	1,734,891,618	長	期	貸	付	利	息	939,014,653,978												
俸	給	及	諸	給	与	850,465,973	短	期	貸	付	利	息	550,171										
諸	支	出	金	92,900,082	受	託	手	数	料	286,921,387													
旅		費	31,712,344	預	け	金	利	息	315,315,352														
業	務	諸	費	730,345,749	有	価	証	券	益	1,744,789,767													
交	際	費	669,950	有	価	証	券	利	息	102,386,567													
税		金	28,797,520	有	価	証	券	益	1,642,403,200														
債	券	発	行	諸	費	4,793,449,562	雑	収	入	1,181,307,210													
償		却	費	16,574,098,942	受	入	雑	利	息	1,024,473,937													
20	固	定	資	産	減	価	償	却	費	49,011,133	労	働	保	険	料	被	保	険	者	負	担	金	4,199,364
債	券	発	行	差	金	償	却	4,072,160,000	雑	益	152,633,909												
債	券	発	行	費	償	却	12,452,927,809	公	営	企	業	健	全	化	基	金	よ	り	受	入	7,963,446,143		
雑		損	101,363	基本	公	営	企	業	健	全	化	基	金	よ	り	受	入						
特	別	損	失	248,202,451,282	利	差	補	て	ん	引	当	金	繰	入	45,281,007,815								
債	券	借	換	損	失	引	当	金	繰	入	202,921,443,467												
当	期	利	益	金	0																		
合	計	950,528,496,827	合	計	950,528,496,827																		

重要な会計方針等

1 有価証券の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法によっている。

2 固定資産の減価償却方法

法人税法の基準を採用し、定額法により行っている。なお、減価償却累計額は次のとおりである。

固定資産 481,273,981 円

3 引当金の計上基準

(1) 利差補てん引当金

利子を軽減された資金の貸付けにより生じる損失に充てるため、公営企業金融公庫法施行令（昭和 32 年政令第 79 号）第 15 条の 2 第 1 項の規定に基づき公営企業金融公庫法施行規則（平成 13 年総務省・財務省令第 5 号）第 2 条及び附則第 2 条で定めるところにより算定した額を計上している。

(2) 債券借換損失引当金

発行済みの公営企業債券の借換えにより生じる損失に備えるため、公営企業金融公庫法施行令第 16 条第 1 項の規定に基づき、当該事業年度末貸付金残高の 80 / 1000 の範囲内で計上している。

4 その他財務諸表作成のための重要な事項

(1) 消費税の会計処理方法

税込方式によっている。

(2) 繰延勘定の処理方法

債券発行費

公庫の国庫納付金に関する政令(昭和 26 年政令第 162 号)第 1 条第 4 項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、償却している。

債券発行差金

公庫の国庫納付金に関する政令第 1 条第 4 項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、償却している。

(3) 延滞債権額

貸付金のうち、延滞債権額(弁済期限を 6 箇月以上経過して延滞となっている貸付けの元金残高)はない。

財産目録(平成 14 年 3 月 31 日現在)

摘	要	金額(円)
(資産の部)		
貸付金		
長期貸付	□ 196,675	24,047,147,689,937
受託貸付金	35,533	432,148,780,630
現金預け金		
預け金	東京三菱銀行外14行	1,011,400,323,574
有価証券		
国債	政府短期証券 6□ 額面 205,000,000,000 ^円	204,999,660,000
未収収益		27,601,164,960
未収貸付金利息		27,275,329,551
未収受託手数料		12,487,486
未収受入雑利息		313,347,923
固定資産		
業務用固定資産		2,802,471,273
土地	8筆 11,011 ^{m²}	1,362,191,773
建築物	14棟 延5,712	857,599,423
構築物		48,612,535
機械器具備品	自動車2両、その他 228点	62,887,109
造作		74,724,233
敷金	5□	396,456,200
資産合計		25,726,100,090,374
(負債の部)		
債券		
債券発行高		22,875,916,112,745
受託貸付資金		432,148,780,630
未払費用		
未払債券利息		15,930,318,886
雑勘定		11,168,772,581
仮受金		153,402
前受収益		11,148,661,335
未払金		19,957,844
基金		
基本公営企業健全化基金		847,527,797,970
特別法上の引当金		1,526,808,307,562
利差補てん引当金		45,281,007,815
債券借換損失引当金		1,481,527,299,747
負債合計		25,709,500,090,374
正味財産		16,600,000,000

(参考)

(a) 平成13年度財務諸表の勘定科目の概要

貸借対照表の概要

前記貸借対照表の各勘定科目の概要は以下のとおりです。

貸付金 24,047,147,689,937 円

長期貸付の残高であって、本年度 1 兆 8,068 億 7,608 万円の貸付けを行ったが、一方 1 兆 1,368 億 705 万 4,571 円の償還があったので、平成 12 年度末の残高 23 兆 3,770 億 7,866 万 4,508 円に対し、6,700 億 6,902 万 5,429 円の増加となった。

受託貸付金 432,148,780,630 円

農林漁業金融公庫の委託を受けて貸付けを行っている公有林整備事業及び草地開発事業に対する受託貸付金勘定であって、本年度 220 億 8,250 万円の貸付けを行ったが、一方 273 億 6,502 万 1,007 円の償還があったので、平成 12 年度末の残高 4,374 億 3,130 万 1,637 円に対し、52 億 8,252 万 1,007 円の減少となった。

現金預け金 1,011,400,323,574 円

年度末における銀行預け金の残高である。

有価証券 204,999,660,000 円

国債である。

未収収益 27,601,164,960 円

未収貸付金利息 272 億 7,532 万 9,551 円、未収受託手数料 1,248 万 7,486 円及び未収受入雑利息 3 億 1,334 万 7,923 円の合計額である。

固定資産 2,802,471,273 円

土地 13 億 6,219 万 1,773 円、建物 8 億 5,759 万 9,423 円、構築物 4,861 万 2,535 円、機械器具備品 6,288 万 7,109 円、造作 7,472 万 4,233 円、敷金 3 億 9,645 万 6,200 円の合計額である。

債券 22,875,916,112,745 円

公営企業債券の残高であって、本年度においては、2 兆 1,507 億 6,000 万円(うち、国外債券 1,300 億円)を発行し、償還額 1 兆 6,376 億 4,589 万 935 円(うち、国外債券 568 億 7,939 万 935 円)を差し引いたので、平成 12 年度末の残高 22 兆 3,628 億 200 万 3,680 円に対し、5,131 億 1,410 万 9,065 円の増加となった。

受託貸付資金 432,148,780,630 円

公有林整備事業及び草地開発事業に貸し付けるため農林漁業金融公庫から交付された資金の残高である。

未払費用 15,930,318,886 円

公営企業債券の未払利息であって、各債券の本年度最終利払期日の翌日から年度末までの期間に対応する利息額及び当年度 1 月以降に発行された債券の発行日の翌日から年度末までの期間に対応する利息額の合計額である。

雑勘定 11,168,772,581 円

臨時職員の健康保険料預り金等の仮受金 15 万 3,402 円、当年度発生の退職手当等の未払金 1,995 万 7,844 円、国外公営企業債券の償還を目的とした長期先物為替契約により発生した前受収益 11 億 4,866 万 1,335 円(12 年度末の残高 134 億 8,634 万 3,673 円から、当年度取りくずした 23 億 3,768 万 2,338 円を差し引いた額)の合計額である。

xi 基金 847,527,797,970 円

基本公営企業健全化基金 8,475 億 2,779 万 7,970 円(12 年度末の残高 8,431 億 5,165 万 9,901 円と当年度計上された 123 億 3,958 万 4,212 円との合計額 8,554 億 9,124 万 4,113 円から、当年度取りくずした 79 億 6,344 万 6,143 円を差し引いた額)である。

xii 特別法上の引当金 1,526,808,307,562 円

低利貸付に係る利子の軽減に充てるための利差補てん引当金の 13 年度末における計上額 452 億 8,100 万 7,815 円及び債券借換損失引当金 1 兆 4,815 億 2,729 万 9,747 円(12 年度末の残高 1 兆 2,786 億 585 万 6,280 円と当年度計上された 2,029 億 2,144 万 3,467 円との合計額)である。

xiv 資本金 16,600,000,000 円

産業投資特別会計から出資された額の合計額である。

損益計算書の概要

前記損益計算書の各勘定科目の概要は以下のとおりです。

債券利息 679,223,270,476 円

公営企業債券の本年度支払利息 6,834 億 2,751 万 2,056 円(うち、国外債券利息 253 億 685 万 5,587 円)と未払利息 159 億 3,031 万 8,886 円(うち、未払国外債券利息 115 億 9,281 万 6,815 円)との合計額 6,993 億 5,783 万 942 円から当年度前受収益の取りくずし額 23 億 3,768 万 2,338 円と前年度計上済の未払利息戻入額 177 億 9,687 万 8,128 円(うち、未払外国債券利息戻入額 130 億 7,853 万 655 円)を差し引いた額である。

借入金利息 233,584 円

本年度中の短期借入金に係る支払利息である。

事務費 1,734,891,618 円

人件費及び物件費である。

債券発行諸費 4,793,449,562 円

本年度支出した債券発行諸費 172 億 4,637 万 7,371 円(元利金支払手数料 41 億 8,489 万 8,167 円、債券発行手数料 126 億 9,991 万 2,190 円、債券発行雑費 3 億 6,156 万 7,014 円)のうち 47 億 9,344 万 9,562 円は本年度損金計上額であり、124 億 5,292 万 7,809 円については、繰延資産に計上するものである。

償却費 16,574,098,942 円

固定資産の当年度分減価償却額及び公営企業債券に係る発行差金と債券発行費のうち、平成 13 年度に計上された繰延資産に係る当年度償却額である。

雑 損 101,363 円

固定資産(建物等)の除却に伴う雑損の計上額である。

利差補てん引当金繰入 45,281,007,815 円

低利貸付に係る利子の軽減に充てるための引当金への繰入額である。

債券借換損失引当金繰入 202,921,443,467 円

債券の借換えによって生じる損失に備えるための引当金への繰入額である。

貸付金利息 939,036,716,968 円

許可前貸付利息 2,151 万 2,819 円、長期貸付利息 9,399 億 6,478 万 7,692 円、短期貸付利息 55 万 171 円、長期貸付の未収貸付金利息 272 億 7,532 万 9,551 円の合計額 9,672 億 6,218 万 233 円から前年度計上済の未収貸付金利息戻入額 282 億 2,546 万 3,265 円を差し引いた額である。

受託手数料 286,921,387 円

農林漁業金融公庫からの受託手数料収入分 2 億 7,705 万 9,966 円と未収分 1,248 万 7,486 円との合計額 2 億 8,954 万 7,452 円から前年度計上済の未収受託手数料戻入額 262 万 6,065 円を差し引いた額である。

xi 預け金利息 315,315,352 円

銀行預金による預け金利息である。

xii 有価証券益 1,744,789,767 円

余裕金の運用により取得した有価証券の利息 1 億 238 万 6,567 円と売却益及び償還益 16 億 4,240 万 3,200 円の合計額である。

xiii 雑 収 入 1,181,307,210 円

金利スワップに係る収入済利息 7 億 1,112 万 6,014 円と未収利息 3 億 1,334 万 7,923 円との合計額 10 億 2,447 万 3,937 円、雇用保険料の被保険者負担金 419 万 9,364 円、繰上償還に係る補償金 1 億 4,517 万 9,671 円、その他職員住宅家賃等の収入である。

xiv 公営企業健全化基金より受入 7,963,446,143 円

基本公営企業健全化基金よりの本年度受入額である。

(b) 平成13年度附属明細書

附属明細書の計数について

- 1 金額の単位未満は切り捨てて表示しているため、合計が一致しないことがある。
- 2 「0」は単位未満、「-」は皆無を表している。

1 出資者及び出資額の明細

(単位：百万円)

区 分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
産業投資特別会計出資金	16,600	-	-	16,600

(注) 出資金については、公営公庫法第5条の規定により、全額を政府から受け入れています。

2 主な資産及び負債の明細

イ 長期借入金の明細

該当ありません。

ロ 債券の明細

(単位：百万円)

銘 柄	発行年月日	当 期 首 末償還残高	当期発行高	当期償還高	当 期 末 末償還残高	発行価額 (円)	利率 (%)	担 保	償還期限
政府保証債(国内債)		16,341,400	1,540,760	1,139,240	16,742,920				
政府保証第669回公営企業債券 ～政府保証第800回公営企業債券	3.4.19 ↓ 13.3.21	16,341,400	-	1,139,240	15,202,160	外 99.25	外 6.6	政府保証	13.4.19 ↓ 23.3.18
政府保証第801回公営企業債券	13.4.26	-	200,000	-	200,000	99.75	1.4	政府保証	23.4.26
政府保証第802回公営企業債券	13.5.24	-	170,000	-	170,000	100.00	1.4	政府保証	23.5.24
政府保証第803回公営企業債券	13.6.22	-	70,000	-	70,000	99.25	1.3	政府保証	23.6.22
政府保証第804回公営企業債券	13.7.19	-	70,000	-	70,000	99.50	1.2	政府保証	23.7.19
政府保証第805回公営企業債券	13.8.24	-	70,000	-	70,000	99.50	1.4	政府保証	23.8.24
政府保証第806回公営企業債券	13.9.20	-	80,000	-	80,000	100.00	1.4	政府保証	23.9.20
政府保証第807回公営企業債券	13.10.19	-	90,000	-	90,000	99.50	1.4	政府保証	23.10.19
政府保証第808回公営企業債券	13.11.22	-	90,000	-	90,000	99.25	1.3	政府保証	23.11.22
政府保証第809回公営企業債券	13.12.21	-	100,000	-	100,000	100.00	1.4	政府保証	23.12.21
政府保証第810回公営企業債券	14.1.29	-	140,000	-	140,000	99.95	1.4	政府保証	24.1.27
政府保証第812回公営企業債券	14.2.27	-	220,000	-	220,000	100.00	1.5	政府保証	24.2.27
政府保証第813回公営企業債券	14.3.20	-	240,760	-	240,760	99.65	1.5	政府保証	24.3.19
政府保証債(外債)		821,739	130,000	56,879	894,859				
政府保証第5回スイスフラン公営 企業債券 ～政府保証第1回グローバル・ド ル公営企業債券	62.9.29 ↓ 13.3.14	821,739	-	56,879	764,859	外 99.750	外 5.000	政府保証	13.5.17 ↓ 31.8.9
政府保証第1回グローバル・円公 営企業債券	14.2.21	-	130,000	-	130,000	99.785	5.875	政府保証	24.2.21
非政府保証公募債		-	100,000	-	100,000				
第1回公営企業債券	13.12.26	-	100,000	-	100,000	99.97	1.42	一般担保	23.12.26
縁故債		5,199,662	380,000	441,526	5,138,136				
673回公営企業債券 ～い号第57回公営企業債券	3.7.31 ↓ 13.3.19	5,199,662	-	441,526	4,758,136	外 100.00	外 6.7	一般担保	13.7.31 ↓ 23.3.18
い号第58回公営企業債券	13.7.31	-	40,000	-	40,000	100.00	1.4	一般担保	23.7.31
い号第59回公営企業債券	13.10.31	-	40,000	-	40,000	100.00	1.6	一般担保	23.10.31
特別第136回公営企業債券	14.1.31	-	90,000	-	90,000	100.00	1.6	一般担保	24.1.31
811回公営企業債券	14.2.25	-	30,000	-	30,000	100.00	1.7	一般担保	24.2.24
い号第60回公営企業債券	14.3.20	-	180,000	-	180,000	100.00	1.7	一般担保	24.3.19
計		22,362,802	2,150,760	1,637,645	22,875,916				

(注) 償還の方法

政府保証債(国内債・外債)	満期一括償還
非政府保証公募債	満期一括償還
縁故債のうち通常債、特別債	3年間据置、半年3%ずつ償還し、残額を満期日に償還
" い号債	満期一括償還
" う号債	2年間据置、半年3%ずつ償還し、残額を満期日に償還

八 引当金の明細

(単位：百万円)

引当金の種類	当期首残高	当期増加高	当期減少高		当期末残高
			目的使用	その他	
利差補てん引当金	-	45,281	-	-	45,281
債券借換損失引当金	1,278,605	202,921	-	-	1,481,527

二 その他の主な資産及び負債の明細

(イ) 資産の部

現金預け金	預け金1,011,400百万円
受取手形	該当ありません。
売掛金	該当ありません。
未収金	該当ありません。
未収収益	貸付金利息27,275百万円、受託手数料12百万円、受入雑利息313百万円

(ロ) 負債の部

支払手形	該当ありません。
買掛金	該当ありません。
短期借入金	該当ありません。
未払金	消費税3百万円、退職手当16百万円
未払費用	債券利息15,930百万円

3 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費の明細

(単位：百万円)

資産の種類	当期首残高 (取得価格)	当期増加額	当期減少額	当期末残高 (取得価格)	減価償却		差引 当期末残高
					累計額	当期償却額	
土地	1,362	0	0	1,362	-	-	1,362
建物	637	448	0	1,086	228	16	857
構築物	95	3	-	98	50	4	48
機械器具備品	140	15	1	154	91	11	62
造作	185	-	-	185	111	16	74
敷金	396	-	-	396	-	-	396
固定資産仮払金	138	-	138	-	-	-	-
計	2,956	467	140	3,283	481	49	2,802

4 出資先の明細

該当ありません。

5 子会社及び関連会社
該当ありません。

6 主な費用及び収益の明細
イ 国庫補助金等の明細
該当ありません。

ロ 役員及び職員の給与費の明細

(単位：百万円)

区 分	金 額
役 員 給	103
職 員 給	689
職 員 基 本 給	424
職 員 諸 手 当	220
超 過 勤 務 手 当	44
退 職 手 当	57
計	850

ハ 関連公益法人等の基本財産に対する出捐、寄付等の明細
該当ありません。

平成13年度資金収支実績

(単位：千円)

収入科目	金額	支出科目	金額
前期末現金預け金	1,124,665,183	長期及び許可前貸付金	1,806,876,080
産業投資出資金	-	短期貸付金	375,000
公営競技納付金	12,339,584	債券償還金	1,637,645,891
公営企業債券	2,146,687,840	短期借入償還金	46,300,000
政府保証債	1,666,717,840	固定資産取得費	328,402
国内債	1,536,997,340	事業損金	702,389,057
外債	129,720,500	事務費	1,714,934
非政府保証債	479,970,000	支払利息	683,427,746
公募債	99,970,000	債券発行諸費	17,246,377
縁故債	380,000,000	その他	99,263
短期借入金	46,300,000	期末現金預け金	1,216,399,984
長期及び許可前貸付回収金	1,136,807,055		
短期貸付回収金	375,000		
事業益金	939,986,851		
一般会計より受入	-		
雑収入	3,205,124		
その他	47,040		
合計	5,410,413,677	合計	5,410,413,677

(口) 平成 14 年度財務諸表

貸借対照表(平成15年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 及 び 資 本 の 部	
科 目	金額(円)	科 目	金額(円)
貸 付 金		債 券	
長 期 貸 付 金	24,524,082,093,756	債 券 発 行 高	22,805,941,535,870
受 託 貸 付 金	424,220,928,595	受 託 貸 付 資 金	424,220,928,595
現 金 預 け 金	792,214,065,184	未 払 費 用	13,378,577,593
現 金	30,000	未 払 債 券 利 息	13,376,691,181
預 け 金	792,214,035,184	未 払 支 払 雑 利 息	1,886,412
有 価 証 券		雑 勘 定	8,932,054,200
国 債	169,329,614,690	仮 受 金	209,363
未 収 収 益	26,234,506,225	前 受 収 益	8,927,876,437
未 収 貸 付 金 利 息	26,191,343,065	未 払 金	3,968,400
未 収 受 託 手 数 料	43,163,160	基 金	
固 定 資 産		基本公営企業健全化基金	855,838,481,126
20 業 務 用 固 定 資 産	2,695,843,323	特 別 法 上 の 引 当 金	1,813,865,474,389
		利 差 補 て ん 引 当 金	86,558,037,865
		債 券 借 換 損 失 引 当 金	1,727,307,436,524
		(負 債 合 計)	25,922,177,051,773
		資 本 金	
		産 業 投 資 出 資 金	16,600,000,000
		(資 本 合 計)	16,600,000,000
資 産 合 計	25,938,777,051,773	負 債 ・ 資 本 合 計	25,938,777,051,773

損益計算書 [平成14年4月1日から
平成15年3月31日まで]

損		失	利		益																					
科	目	金額(円)	科	目	金額(円)																					
経	常	費用	634,485,909,190	経	常	収	益	921,624,539,413																		
債	券	利息	617,508,921,728	貸	付	金	利	息	908,349,304,595																	
借	入	金	利息	1,678,245	許	可	前	貸	付	利	息	5,375,269														
支	払	雑	利息	291,136,412	長	期	貸	付	利	息	908,343,929,326															
事		務	費	1,725,598,043	受	託	手	数	料	298,231,533																
俸	給	及	諸	給	与	760,604,262	預	け	金	利	息	130,099,361														
諸	支	出	金	94,115,082	有	価	証	券	益																	
旅			費	33,179,059	有	価	証	券	益	8,116,200																
業	務	諸	費	807,915,309	受	入	雑	利	息	962,300,935																
交	際		費	773,325	雑	収	入		5,267,227,054																	
税			金	29,011,006	労	働	保	険	料	被	保	険	者	負	担	金	4,382,422									
債	券	発	行	諸	費	4,309,625,932	雑		益	5,262,844,632																
償		却	費	10,648,870,091	公	営	企	業	健	全	化	基	金	よ	り	受	入									
20	固	定	資	産	減	価	償	却	費	55,755,359	基	本	公	営	企	業	健	全	化	基	金	よ	り	受	入	6,609,259,735
債	券	発	行	差	金	償	却	4,056,000,000	特	別	利	益														
債	券	発	行	費	償	却	6,537,114,732	利	差	補	て	ん	引	当	金	戻	入	24,509,847,409								
雑			損	78,739																						
特	別		損	失	311,648,477,632																					
固	定	資	産	除	却	損	81,463,396																			
利	差	補	て	ん	引	当	金	繰	入	65,786,877,459																
債	券	借	換	損	失	引	当	金	繰	入	245,780,136,777															
当	期	利	益	金	0																					
合	計			946,134,386,822	合	計			946,134,386,822																	

重要な会計方針等

1 有価証券の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法によっている。

2 固定資産の減価償却方法

法人税法の基準を採用し、定額法により行っている。なお、減価償却累計額は次のとおりである。

固定資産 481,436,139 円

3 引当金の計上基準

(1) 利差補てん引当金

利子を軽減された資金の貸付けにより生じる損失に充てるため、公営企業金融公庫法施行令（昭和 32 年政令第 79 号）第 15 条の 2 第 1 項の規定に基づき、公営企業金融公庫法施行規則（平成 13 年総務省・財務省令第 5 号）第 2 条及び附則第 2 条で定めるところにより算定した額を計上している。

(2) 債券借換損失引当金

発行済みの公営企業債券の借換えにより生じる損失に備えるため、公営企業金融公庫法施行令第 16 条第 1 項の規定に基づき、当該事業年度末貸付金残高の 80 / 1000 の範囲内で計上している。

4 その他財務諸表作成のための重要な事項

(1) 消費税の会計処理方法

税込方式によっている。

(2) 繰延勘定の処理方法

債券発行費

公庫の国庫納付金に関する政令(昭和 26 年政令第 162 号)第 1 条第 4 項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、償却している。

債券発行差金

公庫の国庫納付金に関する政令第 1 条第 4 項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、償却している。

(3) 延滞債権額

貸付金のうち、延滞債権額(弁済期限を 6 箇月以上経過して延滞となっている貸付けの元金残高額)はない。

財産目録(平成 15 年 3 月 31 日現在)

摘	要	金額(円)
(資産の部)		
貸付金		
長期貸付	口 205,317	24,524,082,093,756
受託貸付金	34,023	424,220,928,595
現金預け金		792,214,065,184
現金		30,000
預け金	三井住友銀行外13行	792,214,035,184
有価証券		
国債	政府短期証券 2口 額面 169,330,000,000 円	169,329,614,690
未収収益		26,234,506,225
未収貸付金利息		26,191,343,065
未収受託手数料		43,163,160
固定資産		
業務用固定資産		2,695,843,323
土地	8筆 m ² 11,010	1,362,081,139
建築物	13棟 延4,628	760,440,486
構築物		39,042,214
機械器具備品	自動車2両、その他 232点	79,582,706
造作		58,240,578
敷金	5口	396,456,200
資産合計		25,938,777,051,773
(負債の部)		
債券		
債券発行高		22,805,941,535,870
受託貸付資金		424,220,928,595
未払費用		13,378,577,593
未払債券利息		13,376,691,181
未払支払雑利息		1,886,412
雑勘定		8,932,054,200
仮受金		209,363
前受収益		8,927,876,437
未払金		3,968,400
基金		
基本公営企業健全化基金		855,838,481,126
特別法上の引当金		1,813,865,474,389
利差補てん引当金		86,558,037,865
債券借換損失引当金		1,727,307,436,524
負債合計		25,922,177,051,773
正味財産		16,600,000,000

(参考)

(a) 平成14年度財務諸表の勘定科目の概要

貸借対照表の概要

前記貸借対照表の各勘定科目の概要は以下のとおりです。

貸付金 24,524,082,093,756 円

長期貸付の残高であって、本年度 1 兆 7,329 億 6,222 万円の貸付けを行ったが、一方 1 兆 2,560 億 2,781 万 6,181 円の償還があったので、平成 13 年度末の残高 24 兆 471 億 4,768 万 9,937 円に対し、4,769 億 3,440 万 3,819 円の増加となった。

受託貸付金 424,220,928,595 円

農林漁業金融公庫の委託を受けて貸付けを行っている公有林整備事業及び草地開発事業に対する受託貸付金勘定であって、本年度 289 億 9,560 万円の貸付けを行ったが、一方 369 億 2,345 万 2,035 円の償還があったので、平成 13 年度末の残高 4,321 億 4,878 万 630 円に対し、79 億 2,785 万 2,035 円の減少となった。

現金預け金 792,214,065,184 円

年度末における手持現金の残高 3 万円と銀行預け金の残高 7,922 億 1,403 万 5,184 円の合計額である。

有価証券 169,329,614,690 円

国債である。

未収収益 26,234,506,225 円

未収貸付金利息 261 億 9,134 万 3,065 円及び未収受託手数料 4,316 万 3,160 円の合計額である。

固定資産 2,695,843,323 円

土地 13 億 6,208 万 1,139 円、建物 7 億 6,044 万 486 円、構築物 3,904 万 2,214 円、機械器具備品 7,958 万 2,706 円、造作 5,824 万 578 円及び敷金 3 億 9,645 万 6,200 円の合計額である。

債券 22,805,941,535,870 円

公営企業債券の残高であって、本年度においては、1 兆 6,383 億 9,000 万円(うち、国外債券 700 億円)を発行し、償還額 1 兆 7,083 億 6,457 万 6,875 円(うち、国外債券 572 億 1,767 万 6,875 円)を差し引いたので、平成 13 年度末の残高 22 兆 8,759 億 1,611 万 2,745 円に対し、699 億 7,457 万 6,875 円の減少となった。

受託貸付資金 424,220,928,595 円

公有林整備事業及び草地開発事業に貸し付けるため農林漁業金融公庫から交付された資金の残高である。

未払費用 13,378,577,593 円

未払債券利息 133 億 7,669 万 1,181 円(うち、国外債券 97 億 555 万 2,527 円)及び未払支払雑利息 188 万 6,412 円の合計額である。

雑勘定 8,932,054,200 円

臨時職員の健康保険料預り金等の仮受金 20 万 9,363 円、当年度発生消費税の未払金 396 万 8,400 円、国外公営企業債券の償還を目的とした長期先物為替契約により発生した前受収益 89 億 2,787 万 6,437 円(13 年度末の残高 111 億 4,866 万 1,335 円から、当年度取りくずした 22 億 2,078 万 4,898 円を差し引いた額)の合計額である。

xi 基 金 855,838,481,126 円

基本公営企業健全化基金 8,558 億 3,848 万 1,126 円(13 年度末の残高 8,475 億 2,779 万 7,970 円と当年度計上された 149 億 1,994 万 2,891 円の合計額 8,624 億 4,774 万 861 円から、当年度取りくずした 66 億 925 万 9,735 円を差し引いた額)である。

xii 特別法上の引当金 1,813,865,474,389 円

低利貸付に係る利子の軽減に充てるための利差補てん引当金 865 億 5,803 万 7,865 円(13 年度末の残高 452 億 8,100 万 7,815 円と当年度計上された 657 億 8,687 万 7,459 円との合計額 1,110 億 6,788 万 5,274 円から、当年度取りくずした 245 億 984 万 7,409 円を差し引いた額)及び債券借換損失引当金 1 兆 7,273 億 743 万 6,524 円(13 年度末の残高 1 兆 4,815 億 2,729 万 9,747 円と当年度計上された 2,457 億 8,013 万 6,777 円との合計額)の合計額である。

xiii 資 本 金 16,600,000,000 円

産業投資特別会計から出資された額の合計額である。

損益計算書の概要

前記損益計算書の各勘定科目の概要は以下のとおりです。

債 券 利 息 617,508,921,728 円

公営企業債券の本年度支払利息 6,222 億 8,333 万 4,331 円(うち、国外債券利息 255 億 2,030 万 6,011 円)と未払利息 133 億 7,669 万 1,181 円(うち、未払国外債券利息 97 億 555 万 2,527 円)との合計額 6,356 億 6,002 万 5,512 円から当年度前受収益の取りくずし額 22 億 2,078 万 4,898 円と前年度計上済の未払利息戻入額 159 億 3,031 万 8,886 円(うち、未払国外債券利息戻入額 115 億 9,281 万 6,815 円)を差し引いた額である。

借 入 金 利 息 1,678,245 円

本年度中の短期借入金に係る支払利息である。

支 払 雑 利 息 291,136,412 円

有価証券店頭指数等スワップ取引に係る本年度支払利息 2 億 8,925 万円と未払利息 188 万 6,412 円の合計額である。

事 務 費 1,725,598,043 円

人件費及び物件費である。

債券発行諸費 4,309,625,932 円

本年度支出した債券発行諸費 108 億 4,674 万 664 円(元利金支払手数料 40 億 799 万 2,450 円、債券発行手数料 65 億 5,692 万 5,810 円、債券発行雑費 2 億 8,182 万 2,404 円)のうち 43 億 962 万 5,932 円は本年度損金計上額であり、65 億 3,711 万 4,732 円については、繰延資産に計上するものである。

償 却 費 10,648,870,091 円

固定資産の当年度分減価償却額及び公営企業債券に係る発行差金と債券発行費のうち、平成 14 年度に計上された繰延資産に係る当年度償却額である。

- 雑 損 78,739 円
 固定資産(構築物等)の除却に伴う雑損の計上額である。
- 固定資産除却損 81,463,396 円
 固定資産(構築物等)の除却に伴う雑損の計上額である。
- 利差補てん引当金繰入 65,786,877,459 円
 低利貸付に係る利子の軽減に充てるための引当金への繰入額である。
- 債券借換損失引当金繰入 245,780,136,777 円
 債券の借換えによって生じる損失に備えるための引当金への繰入額である。
- xi 貸付金利息 908,349,304,595 円
 許可前貸付利息 537 万 5,269 円、長期貸付利息 9,094 億 2,791 万 5,812 円、長期貸付の未収貸付金利息 261 億 9,134 万 3,065 円の合計額 9,356 億 2,463 万 4,146 円から前年度計上済の未収貸付金利息戻入額 272 億 7,532 万 9,551 円を差し引いた額である。
- xii 受託手数料 298,231,533 円
 農林漁業金融公庫からの受託手数料収入分 2 億 6,755 万 5,859 円と未収分 4,316 万 3,160 円との合計額 3 億 1,071 万 9,019 円から前年度計上済の未収受託手数料戻入額 1,248 万 7,486 円を差し引いた額である。
- xiii 預け金利息 130,099,361 円
 銀行預金による預け金利息である。
- xiv 有価証券益 8,116,200 円
 余裕金の運用により取得した有価証券の償還益である。
- xv 受入雑利息 962,300,935 円
 有価証券店頭指数等スワップ取引に係る収入済利息 9 億 6,649 万 8,174 円から前年度計上済の未収受入雑利息戻入額 3 億 1,334 万 7,923 円を差し引いた額とグローバル・円債(ファンジブル)に係る受入雑利息(国外債券の発行価額に加算する利息調整額)による収入 3 億 915 万 684 円の合計額である。
- xvi 雑 収 入 5,267,227,054 円
 雇用保険料の被保険者負担金 438 万 2,422 円、債券の割増発行による収入 40 億 6,910 万円、繰上償還に係る補償金 11 億 8,259 万 3,667 円、その他職員住宅家賃等の収入である。
- xvii 公営企業健全化基金より受入 6,609,259,735 円
 基本公営企業健全化基金よりの本年度受入額である。
- xviii 利差補てん引当金戻入 24,509,847,409 円
 利差補てん引当金よりの本年度取りくずし額である。

(b) 平成14年度附属明細書

附属明細書の計数について
 1 金額の単位未満は切り捨てて表示しているため、
 合計が一致しないことがある。
 2 「0」は単位未満、「-」は皆無を表している。

1 出資者及び出資額の明細

(単位：百万円)

区 分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
産業投資特別会計出資金	16,600	-	-	16,600

(注) 出資金については、公営公庫法第5条の規定により、全額を政府から受け入れています。

2 主な資産及び負債の明細

イ 長期借入金の明細

該当ありません。

ロ 債券の明細

銘 柄	当 期 首 未償還残高	当期発行高	当期償還高	当 期 末 未償還残高	利 率 (%)
政府保証債(国内債)	16,742,920	1,108,390	1,139,150	16,712,160	
政府保証第683回公営企業債券 ～政府保証第813回公営企業債券	16,742,920	-	1,139,150	15,603,770	1.1 ～5.8
政府保証第814回公営企業債券	-	90,000	-	90,000	1.4
政府保証第815回公営企業債券	-	90,000	-	90,000	1.4
政府保証第816回公営企業債券	-	60,000	-	60,000	1.4
政府保証第817回公営企業債券	-	60,000	-	60,000	1.3
政府保証第818回公営企業債券	-	60,000	-	60,000	1.3
政府保証第819回公営企業債券	-	60,000	-	60,000	1.3
政府保証第820回公営企業債券	-	60,000	-	60,000	1.3
政府保証第821回公営企業債券	-	60,000	-	60,000	1.1
政府保証第822回公営企業債券	-	60,000	-	60,000	1.0
政府保証第823回公営企業債券	-	100,000	-	100,000	0.8
政府保証第824回公営企業債券	-	150,000	-	150,000	0.8
政府保証第825回公営企業債券	-	258,390	-	258,390	0.8
政府保証債(外債)	894,859	70,000	57,217	907,642	
政府保証第8回ユーロ・ドル公営企 業債券 ～政府保証第1回グローバル・円公 営企業債券	894,859	-	57,217	837,642	1.550 ～9.125
政府保証第2回グローバル・円公 営企業債券	-	70,000	-	70,000	1.550
非政府保証公募債	100,000	220,000	-	320,000	
第1回公営企業債券	100,000	-	-	100,000	1.42
第2回公営企業債券	-	50,000	-	50,000	1.49
20年第1回公営企業債券	-	20,000	-	20,000	2.10
第3回公営企業債券	-	50,000	-	50,000	1.30
変動利付第1回公営企業債券	-	20,000	-	20,000	変動
第4回公営企業債券	-	50,000	-	50,000	1.07
定時償還第1回公営企業債券	-	20,000	-	20,000	1.39
20年第2回公営企業債券	-	10,000	-	10,000	1.45

銘柄	当 期 首 未償還残高	当期発行高	当期償還高	当 期 末 未償還残高	利 率 (%)
縁故債	5,138,136	240,000	511,996	4,866,139	
第687回公営企業債券 ～い号第60回公営企業債券	5,138,136	-	511,996	4,626,139	1.40 ～5.80
特別第1号第1回公営企業債券	-	40,000	-	40,000	1.42
特別第1号第2回公営企業債券	-	40,000	-	40,000	1.25
特別第1号第3回公営企業債券	-	40,000	-	40,000	0.98
特別第1号第4回公営企業債券	-	120,000	-	120,000	0.92
計	22,875,916	1,638,390	1,708,364	22,805,941	

八 引当金の明細

(単位：百万円)

引当金の種類	当期首残高	当期増加高	当 期 減 少 高		当期末残高
			目的使用	そ の 他	
利差補てん引当金	45,281	65,787	24,510	-	86,558
債券借換損失引当金	1,481,527	245,780	-	-	1,727,307

二 その他の主な資産及び負債の明細

(イ) 資産の部

現金預け金	現金0百万円、預け金792,214百万円
受取手形	該当ありません。
売掛金	該当ありません。
未収金	該当ありません。
未収収益	貸付金利息26,191百万円、受託手数料43百万円

(ロ) 負債の部

支払手形	該当ありません。
買掛金	該当ありません。
短期借入金	該当ありません。
未払金	消費税3百万円
未払費用	債券利息13,377百万円、支払雑利息2百万円

3 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費の明細

(単位：百万円)

資産の種類	当期首残高 (取得価格)	当期増加額	当期減少額	当期末残高 (取得価格)	減価償却 累計額	当期償却額	差引 当期末残高
土地	1,362	-	0	1,362	-	-	1,362
建物	1,086	4	122	967	206	24	760
構築物	98	0	14	84	45	4	39
機械器具備品	154	26	0	180	101	9	79
造作	185	-	0	185	127	16	58
敷金	396	-	-	396	-	-	396
計	3,283	30	137	3,177	481	55	2,695

4 出資先の明細

該当ありません。

5 子会社及び関連会社

該当ありません。

6 主な費用及び収益の明細

イ 国庫補助金等の明細

該当ありません。

ロ 役員及び職員の給与費の明細

(単位：百万円)

区 分	金 額
役 員 給	92
職 員 給	653
職 員 基 本 給	411
職 員 諸 手 当	203
超 過 勤 務 手 当	39
退 職 手 当	14
計	760

八 関連公益法人等の基本財産に対する出捐、寄付等の明細

該当ありません。

平成14年度資金収支実績

(単位：千円)

収入科目	金額	支出科目	金額
前期末現金預け金	1,216,399,984	長期及び許可前貸付金	1,732,962,220
産業投資出資金	-	短期貸付金	-
公営競技納付金	14,919,943	債券償還金	1,708,364,577
公営企業債券	1,634,334,000	短期借入償還金	48,000,000
政府保証債	1,174,395,000	固定資産取得費	30,670
国内債	1,104,395,000	事業損金	635,162,591
外債	70,000,000	事務費	1,741,587
非政府保証債	459,939,000	支払利息	622,574,263
公募債	219,939,000	債券発行諸費	10,846,741
縁故債	240,000,000	その他	25,669
短期借入金	48,000,000	期末現金預け金	961,543,680
長期及び許可前貸付回収金	1,256,027,816		
短期貸付回収金	-		
事業益金	909,433,291		
一般会計より受入	-		
雑収入	6,948,647		
その他	25,724		
合計	5,086,089,406	合計	5,086,089,406

(八) 平成 10 年度から平成 14 年度までの貸借対照表及び損益計算書

平成 10 年度から平成 14 年度までの貸借対照表

(単位：円)

科 目		年 度(平成)				
		10	11	12	13	14
資産の部	貸付金					
	長期貸付	21,418,759,341,465	22,534,227,637,952	23,377,078,664,508	24,047,147,689,937	24,524,082,093,756
	受託貸付金	440,698,026,145	439,240,573,152	437,431,301,637	432,148,780,630	424,220,928,595
	現金預け金	1,150,492,084,585	1,054,574,511,525	1,119,730,526,996	1,011,400,323,574	792,214,065,184
	現金	100,000	100,000	100,000	0	30,000
	預け金	1,150,491,984,585	1,054,574,411,525	1,119,730,426,996	1,011,400,323,574	792,214,035,184
	有価証券	6,889,126,400	7,537,138,550	4,934,656,400	204,999,660,000	169,329,614,690
	未収収益	29,706,442,587	29,040,153,626	28,228,089,330	27,601,164,960	26,234,506,225
	未収貸付金利息	29,703,169,712	29,038,050,388	28,225,463,265	27,275,329,551	26,191,343,065
	未収受託手数料	3,272,875	2,103,238	2,626,065	12,487,486	43,163,160
	未収受入雑利息	0	0	0	313,347,923	0
	雑勘定					
	仮払金	25,824,663	4,126,046	12,579,602	0	0
	固定資産					
20業務用固定資産	1,622,269,248	1,610,569,160	2,523,181,562	2,802,471,273	2,695,843,323	
	資産合計	23,048,193,115,093	24,066,234,710,011	24,969,939,000,035	25,726,100,090,374	25,938,777,051,773
負債及び 資本の部	債券					
	債券発行高	20,839,814,747,270	21,673,102,655,107	22,362,802,003,680	22,875,916,112,745	22,805,941,535,870
	受託貸付資金	440,698,026,145	439,240,573,152	437,431,301,637	432,148,780,630	424,220,928,595
	未払費用	21,460,412,722	20,772,923,182	17,796,878,128	15,930,318,886	13,378,577,593
	未払債券利息	21,460,412,722	20,772,923,182	17,796,878,128	15,930,318,886	13,376,691,181
	未払支払雑利息	0	0	0	0	1,886,412
	雑勘定	11,002,264,796	12,977,191,794	13,551,300,409	11,168,772,581	8,932,054,200
	仮受金	187,050	142,660	138,331	153,402	209,363
	前受収益	10,998,862,046	12,974,004,334	13,486,343,673	11,148,661,335	8,927,876,437
	未払金	3,215,700	3,044,800	64,818,405	19,957,844	3,968,400
	基金					
	基本公営企業健全化 基金	794,365,645,519	820,744,912,720	843,151,659,901	847,527,797,970	855,838,481,126
	特別法上の引当金	924,252,018,641	1,082,796,454,056	1,278,605,856,280	1,526,808,307,562	1,813,865,474,389
	利差補てん引当金	-	-	-	45,281,007,815	86,558,037,865
	債券借換損失引当金	924,252,018,641	1,082,796,454,056	1,278,605,856,280	1,481,527,299,747	1,727,307,436,524
	(負債合計)	23,031,593,115,093	24,049,634,710,011	24,953,339,000,035	25,709,500,090,374	25,922,177,051,773
	資本金					
	産業投資出資金	16,600,000,000	16,600,000,000	16,600,000,000	16,600,000,000	16,600,000,000
	(資本合計)	16,600,000,000	16,600,000,000	16,600,000,000	16,600,000,000	16,600,000,000
	負債・資本合計	23,048,193,115,093	24,066,234,710,011	24,969,939,000,035	25,726,100,090,374	25,938,777,051,773

平成 10 年度から平成 14 年度までの損益計算書

(単位：円)

年 度(平成)		10	11	12	13	14
損 失	經常費用	881,825,659,378	842,884,792,789	779,108,187,208	702,326,045,545	634,485,909,190
	債券利息	845,952,348,997	811,358,370,605	752,438,217,774	679,223,270,476	617,508,921,728
	借入金利息	0	0	0	233,584	1,678,245
	支払雑利息	0	0	0	0	291,136,412
	事務費	1,632,821,284	1,695,484,995	1,709,170,022	1,734,891,618	1,725,598,043
	俸給及諸給与	814,659,436	840,381,617	863,314,418	850,465,973	760,604,262
	諸支出金	85,619,012	85,417,429	87,502,938	92,900,082	94,115,082
	旅 費	42,259,854	42,886,053	35,563,221	31,712,344	33,179,059
	業務諸費	663,725,174	701,165,090	690,708,735	730,345,749	807,915,309
	交際費	1,065,570	1,073,000	799,250	669,950	773,325
	税金	25,492,238	24,561,806	31,281,460	28,797,520	29,011,006
	債券発行諸費	5,955,215,666	5,677,607,666	5,095,748,679	4,793,449,562	4,309,625,932
	償却費	28,284,982,147	24,153,329,523	19,865,012,232	16,574,098,942	10,648,870,091
	20 固定資産減価償却費	48,946,140	49,777,867	50,969,727	49,011,133	55,755,359
	債券発行差金償却	11,036,502,658	8,351,515,200	6,566,780,000	4,072,160,000	4,056,000,000
	債券発行費償却	17,199,533,349	15,752,036,456	13,247,262,505	12,452,927,809	6,537,114,732
	雑 損	291,284	0	38,501	101,363	78,739
	特別損失	143,005,601,775	158,544,435,415	195,809,402,224	248,202,451,282	311,648,477,632
	固定資産除却損	0	0	0	0	81,463,396
	利差補てん引当金繰入	-	-	-	45,281,007,815	65,786,877,459
債券償換損失引当金繰入	143,005,601,775	158,544,435,415	195,809,402,224	202,921,443,467	245,780,136,777	
当期利益金	0	0	0	0	0	
合 計	1,024,831,261,153	1,001,429,228,204	974,917,589,432	950,528,496,827	946,134,386,822	
利 益	經常収益	1,024,831,261,153	1,001,429,228,204	974,917,589,432	950,528,496,827	921,624,539,413
	貸付金利息	1,016,384,125,349	996,519,747,557	971,004,605,726	939,036,716,968	908,349,304,595
	許可前貸付利息	18,683,222	978,495	1,360,262	21,512,819	5,375,269
	長期貸付利息	1,016,365,442,127	996,518,769,062	971,003,245,464	939,014,653,978	908,343,929,326
	短期貸付利息	0	0	0	550,171	0
	受託手数料	291,498,324	283,469,852	283,207,137	286,921,387	298,231,533
	一般会計より受入	2,900,000,000	2,000,000,000	1,400,000,000	0	0
	預け金利息	4,836,497,859	1,202,990,067	1,838,282,962	315,315,352	130,099,361
	有価証券益	406,413,774	405,219,106	378,913,035	1,744,789,767	8,116,200
	有価証券利息	405,399,134	405,180,106	370,648,678	102,386,567	0
	有価証券益	1,014,640	39,000	8,264,357	1,642,403,200	8,116,200
	受入雑利息	0	1,004,150,000	0	1,024,473,937	962,300,935
	雑 収 入	12,725,847	13,651,622	12,580,572	156,833,273	5,267,227,054
	労働保険料被保険者負担金	2,834,691	2,758,734	2,763,635	4,199,364	4,382,422
	雑 益	9,891,156	10,892,888	9,816,937	152,633,909	5,262,844,632
	公営企業健全化基金より受入	0	0	0	7,963,446,143	6,609,259,735
	基本公営企業健全化基金より受入	0	0	0	0	0
特別利益	-	-	-	0	24,509,847,409	
利差補てん引当金戻入	-	-	-	0	0	
合 計	1,024,831,261,153	1,001,429,228,204	974,917,589,432	950,528,496,827	946,134,386,822	

2. 行政コスト計算財務書類

平成 13 年 6 月 19 日財政制度等審議会財政制度分科会法制・公企業会計部会公企業会計小委員会の報告書「民間企業と同様の会計処理による財務諸表の作成と行政コストの開示」において「特殊法人等に係る行政コスト計算書作成指針」が示され、公庫及びその他の特殊法人等は説明責任の確保と透明性の向上の観点から、最終的に国民負担に帰すべきコストを集約表示する書類として、平成 12 年度決算から、行政コスト計算財務書類を作成・公表することとなりました。

行政コスト計算書は各特殊法人等の財務状況及び国民負担を統一的な尺度で明らかにするため、民間企業の財務報告において拠るべき基準とされている企業会計原則に準拠した会計処理に基づいて作成し、国民負担を明確にするため、通常企業単体のコストとして認識されない政府出資金等に係わる機会費用を加算して算出されています。

なお、行政コスト計算財務書類の概要については本発行者情報概要書 16 ページ以降を、詳細については次ページ以降をご参照下さい。

(1) 平成13年度行政コスト計算財務書類(平成14年7月31日公表)

行政コスト計算書
(平成13年4月1日～平成14年3月31日)

(単位:円)

業務費用			
仮定損益計算書上の費用			
資金調達費用	686,574,391,927		
その他業務費用	17,246,377,371		
営業経費	1,695,535,716		
その他経常費用	101,363	705,516,406,377	
(控除)業務収入			
資金運用収益	939,036,716,968		
役務取引等収益	286,921,387		
その他業務収益	2,047,001,486		
その他経常収益	8,116,080,052	949,486,719,893	
業務費用合計			243,970,313,516
機会費用			
政府出資等の機会費用	232,400,000		
公務員からの出向に係る退職給付引当金増加額	67,613,380		
機会費用合計			300,013,380
行政コスト			243,670,300,136

民間企業仮定貸借対照表
(平成14年3月31日現在)

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	1,011,400,323,574	債 券	22,897,718,804,720
有 価 証 券		受 託 貸 出 資 金	432,148,780,630
国 債	204,999,800,541	そ の 他 負 債	17,576,533,050
貸 出 金	24,047,147,689,937	未 払 金	19,957,844
受 託 貸 出 金	432,148,780,630	未 払 費 用	15,930,318,886
そ の 他 資 産	63,647,818,608	債 券 発 行 差 金	808,792,495
未 収 収 益	27,304,421,940	そ の 他 の 負 債	817,463,825
債 券 発 行 差 金	34,591,667,150	賞 与 引 当 金	32,431,125
そ の 他 の 資 産	1,751,729,518	退 職 給 付 引 当 金	227,740,407
動 産 不 動 産	2,802,471,273	公 営 企 業 健 全 化 基 金	847,527,797,970
土 地 建 物 動 産	2,887,289,054	(負 債 の 部 合 計)	24,195,232,087,902
減 価 償 却 累 計 額	481,273,981	(資 本 の 部)	
保 証 金 権 利 金	396,456,200	資 本 金	16,600,000,000
貸 倒 引 当 金	0	剰 余 金	1,550,314,796,661
		利 差 補 て ん 積 立 金	45,281,007,815
		金 利 変 動 積 立 金	1,481,527,299,747
		次 期 繰 越 利 益 金	23,506,489,099
		(資 本 の 部 合 計)	1,566,914,796,661
資 産 の 部 合 計	25,762,146,884,563	負 債 及 び 資 本 の 部 合 計	25,762,146,884,563

1 貸出金のうち、破綻先債権額及び延滞債権額はない。

2 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権額はない。

3 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はない。

4 破綻先債権額、延滞債権額、3ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額はない。

5 利差補てん積立金は、現行の財務諸表では特別法上の引当金として利差補てん引当金という勘定項目で表示されている。

6 金利変動積立金は、現行の財務諸表では特別法上の引当金として債券借換損失引当金という勘定科目で表示されている。

民間企業仮定損益計算書
(平成13年4月1日から平成14年3月31日まで)

(単位：円)

科 目	金 額
経 常 収 益	949,486,719,893
資 金 運 用 収 益	
貸 出 金 利 息	939,036,716,968
役 務 取 引 等 収 益	
受 託 手 数 料	286,921,387
そ の 他 業 務 収 益	2,047,001,486
預 け 金 利 息	302,762,953
有 価 証 券 利 息	99,945,225
買 現 先 利 息	3,134,060
国 債 等 債 券 売 却 益	1,641,159,248
そ の 他 経 常 収 益	8,116,080,052
公 営 企 業 健 全 化 基 金 取 崩 益	7,963,446,143
そ の 他 の 経 常 収 益	152,633,909
経 常 費 用	705,516,406,377
資 金 調 達 費 用	686,574,391,927
債 券 利 息	679,811,219,128
借 入 金 利 息	233,584
債 券 発 行 差 金 償 却	6,762,939,215
そ の 他 業 務 費 用	
債 券 発 行 費	17,246,377,371
営 業 経 費	1,695,535,716
一 般 管 理 費	1,479,667,930
賞 与 引 当 金 繰 入 額	32,431,125
退 職 給 付 費 用	43,418,632
減 価 償 却 費	140,018,029
そ の 他 経 常 費 用	101,363
経 常 利 益	243,970,313,516
当 期 利 益	243,970,313,516

キャッシュ・フロー計算書
(平成13年4月1日から平成14年3月31日まで)

(単位：円)

科 目	当 期
業務活動によるキャッシュ・フロー	
貸付金回収による収入	1,137,182,054,571
貸付金払出による支出	1,807,251,080,000
貸付金利息収入	939,986,850,682
債券発行による収入	2,146,687,840,000
債券償還による支出	1,638,331,000,000
債券利息支出	682,031,276,977
債券発行費支出	17,246,377,371
短期借入金による収入	46,300,000,000
短期借入金償還による支出	46,300,000,000
短期借入金利息支出	233,584
受託手数料収入	277,059,966
買現先回収による収入	26,044,600,000
運用利息収入	418,279,619
業務経費支出	1,558,557,954
その他業務活動による収入	100,410,177
業務活動によるキャッシュ・フロー	104,278,569,129
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の売却による収入	5,531,881,900
有価証券の取得による支出	204,999,660,000
動産不動産の取得による支出	480,578,663
定期預金払戻による収入	13,000,000,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	186,948,356,763
財務活動によるキャッシュ・フロー	
公営競技納付金収入	12,339,584,212
財務活動によるキャッシュ・フロー	12,339,584,212
現金及び現金同等物に係る換算価額	0
現金及び現金同等物の減少額	70,330,203,422
現金及び現金同等物の期首残高	1,081,730,526,996
現金及び現金同等物の期末残高	1,011,400,323,574

民間企業仮定利益金処分計算書
(平成14年3月31日)

(単位：円)

当期末処分利益金			
前期繰越利益金		27,738,626,865	
当期利益金		243,970,313,516	271,708,940,381
利益処分額			
利差補てん積立金	1	45,281,007,815	
金利変動積立金	2	202,921,443,467	248,202,451,282
次期繰越利益金	3		23,506,489,099

- 1 利差補てん積立金は、利子を軽減された資金の貸付けにより生じる損失に充てるため、公営企業金融公庫法施行令(昭和32年政令第79号)第15条の2第1項の規定に基づき、公営企業金融公庫法施行規則(平成13年総務省・財務省令第5号)第2条及び附則第2条で定めるところにより算定した額を計上している。
- 2 金利変動積立金は、発行済みの公営企業債券の借換えにより生じる損失に備えるため、公営企業金融公庫法施行令第16条第1項の規定に基づき、当該年度末貸付残高の80/1000の範囲内で計上している。
- 3 次期繰越利益金は、主として、公庫の国庫納付金に関する政令(昭和26年政令第162号)第1条第4項の規定に基づく「債券発行差金及び債券発行費の償却額について(昭和63年5月26日付蔵銀第1116号)」により、債券発行差金について発行年度に一括償却していたものを「金融商品に係る会計基準」に基づき償還期限までの期間償却の方法によったために生じたものである。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては、期末日の市場価格等に基づく時価法によっている。

なお、その他有価証券の評価差額については全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している。

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっている。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 動産不動産

動産不動産の減価償却は、定額法を採用している。

主要な耐用年数は次のとおりである。

建物：47年

動産：5年～30年

(2) ソフトウェア

自社利用のソフトウェアについては、利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却している。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

当公庫の貸倒引当金は、「預金等受入金融機関に係る検査マニュアルについて」の整備について(平成12年5月1日金検第84号)に定める基準に従い計上している。

その結果、期末における貸倒引当金の残高はない。

(2) 賞与引当金

役員及び職員へ支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち当期の勤務に係る部分を計上している。

(3) 退職給付引当金

採用している退職給付制度の概要

確定している退職給付制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けている。

退職給付引当金の計上基準

役員及び従業員の退職給付に備えるため、期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上している。

退職給付債務に関する事項

退職給付債務 367,594,642 円

年金資産 139,854,235 円

退職給付引当金 227,740,407 円

退職給付債務の算定は簡便法によっている。

退職給付費用の額 43,418,632 円

5. その他の重要な事項

(1) 消費税等の会計処理方法

税込方式によっている。

(2)繰延勘定の処理方法

債券発行費

公庫の国庫納付金に関する政令(昭和 26 年政令第 162 号)第 1 条第 4 項に基づき、財務大臣が別に定めたところ(支出時に全額費用として処理)により、償却している。

債券発行差金

債券の償却期限までの期間(原則 10 年間)で均等償却している。

(3)延滞債権額

貸付金のうち、延滞債権額(弁済期限を 6 箇月以上経過して延滞となっている貸付けの元金残高)はない。

(4)重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用している。また、通貨スワップについては、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を満たしているため、振当処理を採用している。

ヘッジ手段とヘッジ対象

a . ヘッジ手段...金利スワップ

ヘッジ対象...債券

b . ヘッジ手段...通貨スワップ

ヘッジ対象...外貨建債券の元利償還

ヘッジ方針

債券発行時から貸付利率算定時までの金利変動リスク又は為替変動リスクをヘッジするため、対象債務の範囲内でヘッジを行っている。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動を比較し、両者の変動額等を基礎として判断している。また、通貨スワップについては、ヘッジ手段の想定元本とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつヘッジ開始時及びその後も継続して、相場変動またはキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジの有効性の判定は省略している。

6. キャッシュ・フロー計算書に関する事項

(1)資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少のリスクしか負わない取得日から 3 ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなる。

(2)現金及び現金同等物の期末残高と仮定貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	期末残高
現金預け金	1,011,400,323,574 円
現金及び現金同等物	1,011,400,323,574 円

7. 機会費用の計上基準

(1)政府出資等に係る機会費用の算出に用いた利子率

決算日における 10 年国債の利回りを使用している。

13 年度末(平成 14 年 3 月末) 1.400%

(2)公務員からの出向職員に係る機会費用の対象者数

退職給付引当金の公務員からの出向職員に係る機会費用の対象者数は、次のとおりである。

対象者数 81 人

附属明細書

1. 資本に関する事項

(単位：円)

区分	国の会計区分	根拠法令	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
資本金	産業投資特別会計 産業投資出資金	公営公庫法第 5条	16,600,000,000	0	0	16,600,000,000

2. 資産及び負債に関する事項

(1) 有価証券の明細

(単位：円)

区分	種類及び銘柄	期首残高		当期増加額	当期減少額	期末残高		
		償却原価法 による価額	時価			償却原価法 による価額	時価	評価差額金
満期保有目的 の債券	153回政府短期証券	0	0	59,999,956,491	0	59,999,956,491	0	0
	154回政府短期証券	0	0	99,999,912,500	0	99,999,912,500	0	0
	155回政府短期証券	0	0	9,999,991,944	0	9,999,991,944	0	0
	156回政府短期証券	0	0	14,999,974,884	0	14,999,974,884	0	0
	158回政府短期証券	0	0	9,999,982,500	0	9,999,982,500	0	0
	159回政府短期証券	0	0	9,999,982,222	0	9,999,982,222	0	0
	計	0	0	204,999,800,541	0	204,999,800,541	0	0
有価証券 の他	144回利付国債	549,881,525	573,650,000	52,655	549,934,180	0	0	0
	13回利付国債	3,340,809,975	5,031,710,000	0	3,340,809,975	0	0	0
	計	3,890,691,500	5,605,360,000	52,655	3,890,744,155	0	0	0

(注) 1. その他有価証券のうち、13回利付国債は20年債であり、その他は10年債である。

2. 144回利付国債及び13回利付国債の当期減少額は、売却による減少である。

(2) 事業資産等の明細

本事業年度末の現在額及び前事業年度末からの増減額

(単位：円)

区分	リスク管理債権	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
長期貸付	正常債権	23,377,078,664,508	1,806,876,080,000	1,136,807,054,571	24,047,147,689,937
	要管理債権	0	0	0	0
	危険債権	0	0	0	0
	破産更生債権等	0	0	0	0
	計	23,377,078,664,508	1,806,876,080,000	1,136,807,054,571	24,047,147,689,937

貸倒引当金の明細

(単位：円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
一般貸倒引当金	0	0	0	0
個別貸倒引当金	0	0	0	0
計	0	0	0	0

(注) 上記は、貸出金及び貸出金に準ずる債権(未収収益)に係る明細である。

(以下「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の明細」において同じ。)

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の明細

(単位：円)

区 分	期 首 残 高	期 末 残 高	増 減 額
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	0	0	0
危 険 債 権	0	0	0
要 管 理 債 権	0	0	0
正 常 債 権	23,405,304,127,773	24,074,423,019,488	669,118,891,715
計	23,405,304,127,773	24,074,423,019,488	669,118,891,715

- (注)1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれに準ずる債権をいう。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取ができない可能性の高い債権をいう。
3. 要管理債権とは、3ヶ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。
4. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1.から3.までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

リスク管理債権の明細

(単位：円)

区 分	期 首 残 高	期 末 残 高	増 減 額
破 綻 先 債 権	0	0	0
延 滞 債 権	0	0	0
3ヶ月以上延滞債権	0	0	0
貸出条件緩和債権	0	0	0
計	0	0	0

- (注)1. 破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金である。
2. 延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金である。
3. 3ヶ月延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権又は延滞債権に該当しないものである。
4. 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月延滞債権に該当しないものである。

固定資産(事業資産を除く)の取得、処分及び減価償却費の明細

(単位：円)

区分	資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却 累計額	当期償却額	差引 当期末残高
有形固定資産	土地	1,362,166,636	626,241	601,104	1,362,191,773	0	0	1,362,191,773
	建物	637,537,175	448,668,076	107,250	1,086,098,001	228,498,578	16,508,913	857,599,423
	動産	421,661,612	18,588,294	1,250,626	438,999,280	252,775,403	32,502,220	186,223,877
	建設仮払金	138,879,300	0	138,879,300	0	0	0	0
	計	2,560,244,723	467,882,611	140,838,280	2,887,289,054	481,273,981	49,011,133	2,406,015,073
無形固定資産	ソフトウェア	392,869,074	152,176,456	0	545,045,530	215,906,567	91,006,896	329,138,963
投資その他の資産	保証金	396,456,200	0	0	396,456,200	0	0	396,456,200

(注) 1. 土地、建物、動産の3つの項目は、仮定貸借対照表科目では「土地建物動産」に計上している。

2. ソフトウェアは仮定貸借対照表科目では「その他の資産」に計上している。

債券の明細

(単位：円、%)

銘柄	期首残高	当期発行額	当期減少額	期末残高	利率
政府保証債(国内債) 第669回～800回 公営企業債券	16,341,400,000,000	0	1,139,240,000,000	15,202,160,000,000	1.1～6.8
政府保証債(国内債) 第801回～810回、及び第812回 ～813回公営企業債券	0	1,540,760,000,000	0	1,540,760,000,000	1.2～1.5
政府保証債(外債) 第5回スワフン公営企業債券～第1 回グロバル・トル公営企業債券	844,227,104,720	0	57,564,500,000	786,662,604,720	3.000～9.125
政府保証債(外債) 第1回グロバル・円公営企業債券	0	130,000,000,000	0	130,000,000,000	1.550
非政府保証公募債 第1回公営企業債券	0	100,000,000,000	0	100,000,000,000	1.42
縁故債673回公営企業債券～い 号第57回公営企業債券	5,199,662,700,000	0	441,526,500,000	4,758,136,200,000	1.4～6.7
縁故債 い号第58回～第60回公営企業債 券	0	260,000,000,000	0	260,000,000,000	1.4～1.7
縁故債 特別第136回公営企業債券	0	90,000,000,000	0	90,000,000,000	1.6
縁故債 第811回公営企業債券	0	30,000,000,000	0	30,000,000,000	1.7
計	22,385,289,804,720	2,150,760,000,000	1,638,331,000,000	22,897,718,804,720	

退職給付引当金の明細

(単位：円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
退職給付に係る引当金	153,822,349	29,804,229	57,567,024	126,059,554
厚生年金基金に係る引当金	95,060,000	13,614,403	6,993,550	101,680,853
計	248,882,349	43,418,632	64,560,574	227,740,407

その他の引当金の明細

(単位：円)

区 分	期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	期 末 残 高
賞 与 引 当 金	34,287,294	32,431,125	34,287,294	32,431,125

その他の主要な資産負債の明細

(単位：円)

区 分	期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	期 末 残 高
現 金 及 び 預 け 金	1,094,730,526,996	0	83,330,203,422	1,011,400,323,574
未 収 収 益	28,269,463,579	27,304,421,940	28,269,463,579	27,304,421,940
未 収 貸 付 金 利 息	28,225,463,265	27,275,329,551	28,225,463,265	27,275,329,551
未 収 受 託 手 数 料	2,626,065	12,487,486	2,626,065	12,487,486
未 収 預 け 金 利 息	25,854,801	16,604,903	25,854,801	16,604,903
未 収 有 価 証 券 利 息	2,479,451	0	2,479,451	0
未 収 買 現 先 利 息	13,039,997	0	13,039,997	0
そ の 他 の 資 産	550,723,310	1,324,032,883	123,026,675	1,751,729,518
繰 延 ヘ ッ ジ 損 失	0	1,130,658,346	0	1,130,658,346
そ の 他	550,723,310	193,374,537	123,026,675	621,071,172
未 払 金	64,818,405	19,957,844	64,818,405	19,957,844
未 払 消 費 税	3,300,000	3,502,100	3,300,000	3,502,100
未 払 退 職 手 当	61,518,405	16,455,744	61,518,405	16,455,744
未 払 費 用	17,796,878,128	15,930,318,886	17,796,878,128	15,930,318,886
未 払 債 券 利 息	4,718,347,473	4,337,502,071	4,718,347,473	4,337,502,071
未 払 国 外 債 券 利 息	13,078,530,655	11,592,816,815	13,078,530,655	11,592,816,815
そ の 他 の 負 債	138,331	817,463,825	138,331	817,463,825
金 融 派 生 商 品	0	817,310,423	0	817,310,423
そ の 他	138,331	153,402	138,331	153,402
計	1,141,412,548,749	45,396,195,378	129,584,528,540	1,057,224,215,587

3. 主な費用及び収益に関する事項

(1) 国庫補助金等の明細

該当なし

(2) 役員及び職員の給与費の明細

(単位：円)

区 分	支 給 額	賞与引当金繰入額	退職給付費用	
			退 職 一 時 金	厚 生 年 金 基 金
役 員	97,760,687	5,531,461	23,513,760	13,614,403
職 員	660,850,968	26,899,664	6,290,469	
計	758,611,655	32,431,125	29,804,229	13,614,403

(3)一般管理費の明細

(単位：円)

区 分	金 額
俸 給 及 諸 給 与	758,611,655
諸 支 出 金	81,707,168
旅 費	31,712,344
業 務 諸 費	578,169,293
交 際 費	669,950
税 金	28,797,520
計	1,479,667,930

4. 勘定間の結合に関する事項

該当なし

5. 子会社等との連結に関する事項

該当なし

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第4条に規定する債権区分ごとの貸倒引当金の引当状況及びリスク管理債権との関係

債務者区分	自己査定				貸倒引当金の 見積方法	金融再生法	リスク管理債権
	分類	分類	分類	分類			
破綻先・実質破綻先 0	0	0	0	0	個別見積	破綻更生債権等 債権 0 引当 0 保全率 -	破綻債権 0
破綻懸念先 0	0	0	0	0	貸倒実績率	危険債権 債権 0 引当 0 保全率 -	延滞債権 0
要注意先	要管理債権 0	0	0	0	貸倒実績率	要管理債権 債権 0 引当 0 保全率 -	3ヶ月以上延滞 0
	その他要注意先 0	0	0	0		正常債権 債権 24,074,423,019,488 引当 0 保全率 -	条件緩和債権 0
正常先 24,074,423,019,488	24,074,423,019,488						

(口) 平成 14 年度行政コスト計算財務書類 (平成 15 年 7 月 31 日公表)

行政コスト計算書
(平成14年4月1日～平成15年3月31日)

(単位：円)

業務費用		
仮定損益計算書上の費用		
資金調達費用	624,191,856,944	
その他業務費用	10,858,869,824	
営業経費	1,857,636,080	
その他経常費用	78,739	
特別損失	81,463,396	636,989,904,983
(控除)業務収入		
資金運用収益	908,349,304,595	
役務取引等収益	298,231,533	
その他業務収益	126,413,497	
その他経常収益	7,803,004,367	916,576,953,992
業務費用合計		279,587,049,009
機会費用		
政府出資等の機会費用	116,200,000	
公務員からの出向に係る退職給付引当金増加額	35,651,779	
機会費用合計		151,851,779
行政コスト		279,435,197,230

民間企業仮定貸借対照表
(平成15年3月31日現在)

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	792,214,065,184	債 券	22,826,349,804,720
有 価 証 券		受 託 貸 出 資 金	424,220,928,595
国 債	169,329,770,139	そ の 他 負 債	20,884,178,954
貸 出 金	24,524,082,093,756	未 払 金	3,968,400
受 託 貸 出 金	424,220,928,595	長 期 未 払 金	3,032,817,856
そ の 他 資 産	61,568,544,373	未 払 費 用	13,376,691,181
未 収 収 益	26,239,294,156	債 券 発 行 差 金	4,470,492,154
債 券 発 行 差 金	31,658,480,829	そ の 他 の 負 債	209,363
そ の 他 の 資 産	3,670,769,388	賞 与 引 当 金	37,663,435
動 産 不 動 産	2,695,843,323	退 職 給 付 引 当 金	278,342,870
土 地 建 物 動 産	2,780,823,262	公 営 企 業 健 全 化 基 金	855,838,481,126
減 価 償 却 累 計 額	481,436,139	(負 債 の 部 合 計)	24,127,609,399,700
保 証 金 権 利 金	396,456,200	(資 本 の 部)	
貸 倒 引 当 金	0	資 本 金	16,600,000,000
		剰 余 金	1,829,901,845,670
		利 差 補 て ん 積 立 金	5 86,558,037,865
		金 利 変 動 積 立 金	6 1,727,307,436,524
		次 期 繰 越 利 益 金	16,036,371,281
		(資 本 の 部 合 計)	1,846,501,845,670
資 産 の 部 合 計	25,974,111,245,370	負 債 及 び 資 本 の 部 合 計	25,974,111,245,370

- 貸出金のうち、破綻先債権額及び延滞債権額はない。
- 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権額はない。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はない。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額はない。
- 利差補てん積立金は、現行の財務諸表では特別法上の引当金として利差補てん引当金という勘定科目で表示されている。
- 金利変動積立金は、現行の財務諸表では特別法上の引当金として債券借換損失引当金という勘定科目で表示されている。

民間企業仮定損益計算書
(平成14年4月1日から平成15年3月31日まで)

(単位：円)

科 目	金 額
経 常 収 益	916,576,953,992
資 金 運 用 収 益	
貸 出 金 利 息	908,349,304,595
役 務 取 引 等 収 益	
受 託 手 数 料	298,231,533
そ の 他 業 務 収 益	126,413,497
預 け 金 利 息	118,282,389
有 価 証 券 利 息	8,131,108
そ の 他 経 常 収 益	7,803,004,367
公 営 企 業 健 全 化 基 金 取 崩 益	6,609,259,735
そ の 他 の 経 常 収 益	1,193,744,632
経 常 費 用	636,908,441,587
資 金 調 達 費 用	624,191,856,944
債 券 利 息	617,608,392,719
借 入 金 利 息	1,678,245
債 券 発 行 差 金 償 却	6,581,785,980
そ の 他 業 務 費 用	10,858,869,824
債 券 発 行 費	10,846,740,664
そ の 他 の 支 払 利 息	12,129,160
営 業 経 費	1,857,636,080
一 般 管 理 費	1,585,905,944
賞 与 引 当 金 繰 入 額	37,663,435
退 職 給 付 費 用	75,789,403
減 価 償 却 費	158,277,298
そ の 他 経 常 費 用	78,739
経 常 利 益	279,668,512,405
特 別 損 失	81,463,396
動 産 不 動 産 処 分 損	81,463,396
当 期 利 益	279,587,049,009

キャッシュ・フロー計算書
(平成14年4月1日から平成15年3月31日まで)

(単位：円)

科 目	当 期
業務活動によるキャッシュ・フロー	
貸付金回収による収入	1,256,027,816,181
貸付金払出による支出	1,732,962,220,000
貸付金利息収入	909,144,041,081
債券発行による収入	1,638,403,100,000
債券償還による支出	1,709,759,000,000
債券利息支出	619,613,262,348
債券発行費支出	10,846,740,664
短期借入金による収入	48,000,000,000
短期借入金償還による支出	48,000,000,000
短期借入金利息支出	1,678,245
受託手数料収入	267,555,859
運用利息収入	138,215,561
業務経費支出	1,659,513,453
その他業務活動による収入	1,193,815,501
業務活動によるキャッシュ・フロー	<u>269,667,870,527</u>
投資活動によるキャッシュ・フロー	
動産不動産の取得による支出	<u>108,361,156</u>
投資活動によるキャッシュ・フロー	108,361,156
財務活動によるキャッシュ・フロー	
公営競技納付金収入	14,919,942,891
財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>14,919,942,891</u>
現金及び現金同等物に係る換算価額	<u>0</u>
現金及び現金同等物の減少額	254,856,288,792
現金及び現金同等物の期首残高	1,216,400,124,115
現金及び現金同等物の期末残高	<u>961,543,835,323</u>

民間企業仮定利益金処分計算書
(平成15年3月31日)

(単位：円)

当期末処分利益金			
前期繰越利益金		23,506,489,099	
当期利益金		279,587,049,009	303,093,538,108
任意積立金取崩額			
利差補てん積立金		24,509,847,409	24,509,847,409
利益処分額			
利差補てん積立金	1	65,786,877,459	
金利変動積立金	2	245,780,136,777	311,567,014,236
次期繰越利益金	3		16,036,371,281

- 1 利差補てん積立金は、利子を軽減された資金の貸付けにより生じる損失に充てるため、公営企業金融公庫法施行令(昭和32年政令第79号)第15条の2第1項の規定に基づき、公営企業金融公庫法施行規則(平成13年総務省・財務省令第5号)第2条及び附則第2条で定めるところにより算定した額を計上している。
- 2 金利変動積立金は、発行済みの公営企業債券の借換えにより生じる損失に備えるため、公営企業金融公庫法施行令第16条第1項の規定に基づき、当該年度末貸付残高の80/1000の範囲内で計上している。
- 3 次期繰越利益金は、主として、公庫の国庫納付金に関する政令(昭和26年政令第162号)第1条第4項の規定に基づく「債券発行差金及び債券発行費の償却額について(昭和63年5月26日付蔵銀第1116号)」により、債券発行差金について発行年度に一括償却していたものを「金融商品に係る会計基準」に基づき償還期限までの期間償却の方法によったために生じたものである。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券については償却原価法（定額法）によっている。

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっている。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 動産不動産

動産不動産の減価償却は、定額法を採用している。

主要な耐用年数は次のとおりである。

建物：47年

動産：5年～30年

(2) ソフトウェア

自社利用のソフトウェアについては、利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却している。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

当公庫の貸倒引当金は、「預金等受入金融機関に係る検査マニュアルについて」の整備について(平成15年2月25日金検第90号)に定める基準に従い計上している。

その結果、期末における貸倒引当金の残高はない。

(2) 賞与引当金

役員及び職員へ支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち当期の勤務に係る部分を計上している。

(3) 退職給付引当金

採用している退職給付制度の概要

確定している退職給付制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けている。

退職給付引当金の計上基準

役員及び従業員の退職給付に備えるため、期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上している。

退職給付債務に関する事項

退職給付債務 429,100,074 円

年金資産 150,757,204 円

退職給付引当金 278,342,870 円

退職給付債務の算定は簡便法によっている。

退職給付費用の額 75,789,403 円

5. その他の重要な事項

(1) 消費税等の会計処理方法

税込方式によっている。

(2) 繰延勘定の処理方法

債券発行費

公庫の国庫納付金に関する政令(昭和 26 年政令第 162 号)第 1 条第 4 項に基づき、財務大臣が別に定めたところ(支出時に全額費用として処理)により、償却している。

債券発行差金

債券の償却期限までの期間(原則 10 年間)で均等償却している。

(3)延滞債権額

貸付金のうち、延滞債権額(弁済期限を 6 箇月以上経過して延滞となっている貸付けの元金残高)はない。

(4)重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用している。また、通貨スワップについては、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を満たしているため、振当処理を採用している。

ヘッジ手段とヘッジ対象

a . ヘッジ手段...有価証券店頭指数等スワップ

ヘッジ対象...債券

b . ヘッジ手段...通貨スワップ

ヘッジ対象...外貨建債券の元利償還

ヘッジ方針

債券発行時から貸付利率算定時までの金利変動リスク又は為替変動リスクをヘッジするため、対象債務の範囲内でヘッジを行っている。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動を比較し、両者の変動額等を基礎として判断している。また、通貨スワップについては、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して、相場変動またはキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジの有効性の判定は省略している。

6. キャッシュ・フロー計算書に関する事項

(1)資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少のリスクしか負わない取得日から 3 ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなる。

(2)現金及び現金同等物の期末残高と仮定貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	期末残高
現金預け金	792,214,065,184 円
有価証券	169,329,770,139 円
現金及び現金同等物	961,543,835,323 円

7. 機会費用の計上基準

(1)政府出資等に係る機会費用の算出に用いた利子率

決算日における 10 年国債の利回りを使用している。

14 年度末(平成 15 年 3 月末) 0.700%

(2)公務員からの出向職員に係る機会費用の対象者数

退職給付引当金の公務員からの出向職員に係る機会費用の対象者数は、次のとおりである。

対象者数 77 人

附属明細書

1. 資本に関する事項

(単位：円)

区分	国の会計区分	根拠法令	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
資本金	産業投資特別会計 産業投資出資金	公営公庫法第 5条	16,600,000,000	0	0	16,600,000,000

2. 資産及び負債に関する事項

(1) 有価証券の明細

区分	種類及び銘柄	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
満期保有目的の債券	153回政府短期証券	59,999,956,491	43,509	60,000,000,000	0
	154回政府短期証券	99,999,912,500	87,500	100,000,000,000	0
	155回政府短期証券	9,999,991,944	8,056	10,000,000,000	0
	156回政府短期証券	14,999,974,884	25,116	15,000,000,000	0
	158回政府短期証券	9,999,982,500	17,500	10,000,000,000	0
	159回政府短期証券	9,999,982,222	17,778	10,000,000,000	0
	157回～312回 政府短期証券	0	1,393,380,000,000	1,393,380,000,000	0
	207回政府短期証券	0	159,999,824,999	0	159,999,824,999
	212回政府短期証券	0	9,329,945,140	0	9,329,945,140
	計	204,999,800,541	1,562,709,969,598	1,598,380,000,000	169,329,770,139

(2) 事業資産等の明細

本事業年度末の現在額及び前事業年度末からの増減額

(単位：円)

区分	リスク管理債権	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
長期貸付	正常債権	24,047,147,689,937	1,732,962,220,000	1,256,027,816,181	24,524,082,093,756
	要管理債権	0	0	0	0
	危険債権	0	0	0	0
	破産更生債権等	0	0	0	0
	計	24,047,147,689,937	1,732,962,220,000	1,256,027,816,181	24,524,082,093,756

貸倒引当金の明細

(単位：円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
一般貸倒引当金	0	0	0	0
個別貸倒引当金	0	0	0	0
計	0	0	0	0

(注) 上記は、貸出金及び貸出金に準ずる債権(未収収益)に係る明細である。

(以下「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の明細」において同じ。)

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の明細

(単位：円)

区 分	期 首 残 高	期 末 残 高	増 減 額
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	0	0	0
危 険 債 権	0	0	0
要 管 理 債 権	0	0	0
正 常 債 権	24,074,423,019,488	24,550,273,436,821	475,850,417,333
計	24,074,423,019,488	24,550,273,436,821	475,850,417,333

- (注)1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれに準ずる債権をいう。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取ができない可能性の高い債権をいう。
3. 要管理債権とは、3ヶ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。
4. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1.から3.までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

リスク管理債権の明細

(単位：円)

区 分	期 首 残 高	期 末 残 高	増 減 額
破 綻 先 債 権	0	0	0
延 滞 債 権	0	0	0
3ヶ月以上延滞債権	0	0	0
貸出条件緩和債権	0	0	0
計	0	0	0

- (注)1. 破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金である。
2. 延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金である。
3. 3ヶ月延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権又は延滞債権に該当しないものである。
4. 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月延滞債権に該当しないものである。

固定資産(事業資産を除く)の取得、処分及び減価償却費の明細

(単位：円)

区分	資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却		差引 当期末残高
						累計額	当期償却額	
有形固定資産	土地	1,362,191,773	0	110,634	1,362,081,139	0	0	1,362,081,139
	建物	1,086,098,001	4,142,061	122,864,194	967,375,868	206,935,382	24,702,412	760,440,486
	動産	438,999,280	26,638,117	14,271,142	451,366,255	274,500,757	31,052,947	176,865,498
	計	2,887,289,054	30,780,178	137,245,970	2,780,823,262	481,436,139	55,755,359	2,299,387,123
無形固定資産	ソフトウェア	545,045,530	77,691,612	0	622,737,142	318,428,506	102,521,939	304,308,636
投資その他の資産	保証金	396,456,200	0	0	396,456,200	0	0	396,456,200

(注) 1. 土地、建物、動産の3つの項目は、仮定貸借対照表科目では「土地建物動産」に計上している。

2. ソフトウェアは仮定貸借対照表科目では「その他の資産」に計上している。

債券の明細

(単位：円、%)

銘柄	期首残高	当期発行額	当期減少額	期末残高	利率
政府保証債(国内債) 第683回～第813回公営企業債券	16,742,920,000,000	0	1,139,150,000,000	15,603,770,000,000	1.1～5.8
政府保証債(国内債) 第814回～第825回公営企業債券	0	1,108,390,000,000	0	1,108,390,000,000	0.8～1.4
政府保証債(外債) 第8回スィスワン公営企業債券～第1 回グローバル公営企業債券	916,662,604,720	0	58,612,100,000	858,050,504,720	1.550～9.125
政府保証債(外債) 第2回グローバル公営企業債券	0	70,000,000,000	0	70,000,000,000	1.550
非政府保証公募債 第1回公営企業債券	100,000,000,000	0	0	100,000,000,000	1.42
非政府保証公募債 第2回～第4回公営企業債券	0	150,000,000,000	0	150,000,000,000	1.07～1.49
非政府保証公募債 20年第1回～第2回公営企業債券	0	30,000,000,000	0	30,000,000,000	1.45～2.10
非政府保証公募債 変動利付第1回公営企業債券	0	20,000,000,000	0	20,000,000,000	変動
非政府保証公募債 定時償還第1回公営企業債券	0	20,000,000,000	0	20,000,000,000	1.39
縁故債 第687回公営企業債券～い号第 60回公営企業債券	5,138,136,200,000	0	511,996,900,000	4,626,139,300,000	1.40～5.80
縁故債 特別第1号第1回～第4回公営企 業債券	0	240,000,000,000	0	240,000,000,000	0.92～1.42
計	22,897,718,804,720	1,638,390,000,000	1,709,759,000,000	22,826,349,804,720	

退職給付引当金の明細

(単位：円)

区 分	期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	期 末 残 高
退職給付に係る引当金	126,059,554	21,987,896	14,418,400	133,629,050
厚生年金基金に係る引当金	101,680,853	53,801,507	10,768,540	144,713,820
計	227,740,407	75,789,403	25,186,940	278,342,870

その他の引当金の明細

(単位：円)

区 分	期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	期 末 残 高
賞 与 引 当 金	32,431,125	37,663,435	32,431,125	37,663,435

その他の主要な資産負債の明細

(単位：円)

区 分	期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	期 末 残 高
現 金 及 び 預 け 金	1,011,400,323,574	0	219,186,258,390	792,214,065,184
未 収 収 益	27,304,421,940	26,239,294,156	27,304,421,940	26,239,294,156
未 収 貸 付 金 利 息	27,275,329,551	26,191,343,065	27,275,329,551	26,191,343,065
未 収 受 託 手 数 料	12,487,486	43,163,160	12,487,486	43,163,160
未 収 預 け 金 利 息	16,604,903	4,787,931	16,604,903	4,787,931
そ の 他 の 資 産	1,751,729,518	3,440,957,549	1,521,917,679	3,670,769,388
繰 延 ヘ ッ ジ 損 失	1,130,658,346	3,182,499,682	1,407,266,580	2,905,891,448
そ の 他	621,071,172	258,457,867	114,651,099	764,877,940
未 払 金	19,957,844	3,968,400	19,957,844	3,968,400
未 払 消 費 税	3,502,100	3,968,400	3,502,100	3,968,400
未 払 退 職 手 当	16,455,744	0	16,455,744	0
長 期 未 払 金	0	3,322,067,856	289,250,000	3,032,817,856
未 払 費 用	15,930,318,886	13,376,691,181	15,930,318,886	13,376,691,181
未 払 債 券 利 息	4,337,502,071	3,671,138,654	4,337,502,071	3,671,138,654
未 払 国 外 債 券 利 息	11,592,816,815	9,705,552,527	11,592,816,815	9,705,552,527
そ の 他 の 負 債	817,463,825	209,363	817,463,825	209,363
金 融 派 生 商 品	817,310,423	0	817,310,423	0
そ の 他	153,402	209,363	153,402	209,363
計	1,057,224,215,587	46,383,188,505	265,069,588,564	838,537,815,528

3. 主な費用及び収益に関する事項

(1) 国庫補助金等の明細

該当なし

(2) 役員及び職員の給与費の明細

(単位：円)

区 分	支 給 額	賞与引当金繰入額	退職給付費用	
			退 職 一 時 金	厚 生 年 金 基 金
役 員	86,678,806	4,277,655	16,282,560	53,801,507
職 員	627,075,931	33,385,780	5,705,336	
計	713,754,737	37,663,435	21,987,896	53,801,507

(3) 一般管理費の明細

(単位：円)

区 分	金 額
俸 給 及 諸 給 与	713,754,737
諸 支 出 金	78,964,120
旅 費	33,179,059
業 務 諸 費	730,223,697
交 際 費	773,325
税 金	29,011,006
計	1,585,905,944

4. 勘定間の結合に関する事項

該当なし

5. 子会社等との連結に関する事項

該当なし

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第 4 条に規定する債権区分ごとの貸倒引当金の引当状況及びリスク管理債権との関係

公営企業金融公庫の貸付は、地方公共団体向け貸付並びに設立地方公共団体の連帯債務保証を付した地方道路公社及び土地開発公社向け貸付であるため、金融再生法に基づく開示債権は、全て正常債権（24,550,273,436,821 円）であり、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、要管理債権は 0 円である。また、リスク管理債権は 0 円である。

貸倒引当金は、過去の貸倒実績率及び予想損失率に基づき算出しており、その結果、貸倒引当金残高は 0 円である。

第6 発行者の参考情報

公庫では、公庫の現況を理解していただくために、業務内容、財務状況等について下記のとおり開示しています。

資料の種類	公表場所・方法	公表時期 (平成 15 年度)
財務諸表 (貸借対照表、損益計算書、財産目録)	・官報にて公告 ・事務所に常備	7月31日
附属明細書	・事務所に常備	〃
決算報告書	・事務所に常備	〃
監事の意見書 (財務諸表及び決算報告書にかかるもの)	・事務所に常備	〃
業務報告書 (業務内容、業務実績、組織概要、財務内容等を掲載)	・国会提出 ・事務所に常備	〃
行政コスト計算財務書類	・事務所に常備	〃
公営企業金融公庫パンフレット (公庫の役割と仕事)	・事務所に常備	8月
ANNUAL REPORT	・事務所に常備	9月
ホームページ (業務内容・実績、財務状況、投資家への情報等を掲載)	・インターネット上に開設 (アドレス http://www.jfm.go.jp/)	随時更新